

第3次 金沢市建築物耐震改修促進計画

令和3年3月

金沢市

第3次金沢市建築物耐震改修促進計画

令和 3年 3月

金 沢 市

はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこのうち約9割の4,831人が家屋や家具等の倒壊による圧死が原因とされています。

その後も、平成16年10月の新潟県中越地震、平成19年3月の能登半島地震、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震など大規模地震が発生しており、地震による被害が後を絶ちません。平成30年6月の大阪北部地震では、ブロック塀の倒壊によって小学生が犠牲になる痛ましい事故も起こりました。

そのような中、南海トラフの巨大地震や首都直下地震発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると、東日本大震災を超える甚大な人的被害・物的被害が生じることがほぼ確実視されています。一方、市内においても、主要な活断層とされている森本・富樫断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が2～8%と、我が国の主な活断層の中では高いグループに属しており、地震災害は身近なものとして改めて認識する必要があります。

こうした地震から建築物と人命と守るため、本市では、「安全・安心なまちづくり」の一環として、建築物の耐震化を重点的に促進することを目的に、平成20年6月に「金沢市建築物耐震改修促進計画」を策定しました。平成28年3月には第2次計画への改定を行い、平成30年度には「金沢市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」も策定し、市民の生活の基盤となる木造住宅に対する具体の取り組みをまとめ、耐震化の促進を図ってまいりました。

第2次計画も満期を迎え、今回とりまとめた第3次計画では、昨今の少子高齢や人口減少の加速等の社会情勢の変化に対応し、人的被害を軽減させる新たな取り組みを加えた、「耐震化と減災化に取り組み、総合的な地震対策により人命を守る」ことを新たな基本理念として掲げております。

市民や事業者の皆様と協働して、更なる「安全・安心のまちづくり」のため、建築物の耐震化に取り組んでまいりますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年3月
金沢市

目 次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画の概要	1
(1) 計画改定の背景	1
(2) 計画の目的	2
(3) 計画の位置付け	2
(4) 計画の期間	2
(5) 計画の対象建築物	3
2 想定される地震と被害	7
(1) 地形と地質・液状化	7
(2) 想定される地震	8
(3) 被害の想定	9
3 耐震化を取り巻く状況	10
(1) 本市の特性	10
(2) 「2つの古い」という新たな課題	12
(3) 所有者の意識	13
(4) 耐震化の現状と課題	14
第2章 計画の基本方針	18
1 基本的な考え方	18
(1) 計画の基本理念	18
(2) 基本的な取組方針	19
(3) それぞれの役割	20
2 重点的に取り組む区域・路線	21
(1) 重点的に取り組む区域	21
(2) 重点的に取り組む路線	21
3 計画の目標	22
(1) 住宅	23
(2) 多数の者が利用する建築物	24
(3) 緊急輸送道路沿道建築物	25
(4) 耐震診断義務付け対象建築物	25

第3章 耐震化及び減災化の施策	26
1 耐震化及び減災化の手法	26
2 支援・連携	30
(1) 支援	30
(2) 連携	32
第4章 啓発及び知識の普及	34
1 所有者に対する取り組み	34
(1) 重点的に取り組む区域・路線	34
(2) 全ての建築物	34
(3) 住宅	37
(4) 多数の者が利用する建築物	37
(5) 緊急輸送道路沿道建築物・耐震診断義務付け対象建築物	38
(6) ブロック塀等	38
2 事業者に対する取り組み	39
(1) 事業者を通じた市民への啓発	39
(2) 事業者の技術力向上	39
3 地域に対する取り組み	40
(1) 防災関連部局と協働した啓発活動	40
(2) 産学官と地域が協働した取り組みによる地震対策への機運醸成	40
第5章 耐震化促進のための指導・命令等	41
1 法に基づく指導等による耐震化の促進	41
2 既存耐震不適格建築物の所有者への指導等の実施	42
(1) 耐震診断義務付け対象建築物	42
(2) (1)を除く既存耐震不適格建築物	42

[用語説明]

法（耐震改修促進法）	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
法施行令	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）
新耐震基準	昭和56年6月1日に施行された建築基準法に定める耐震基準で、 昭和56年6月1日以降に工事に着工した建築物に適用
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に工事に着工した建築物に適用
新耐震建築物	新耐震基準により建築した建築物
旧耐震建築物	旧耐震基準により建築した建築物
国の基本的な方針	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 （国土交通省告示第184号）

第1章 計画の基本事項

1 計画の概要

(1) 計画改定の背景

国は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災をきっかけに、耐震改修促進法を平成7年10月に制定し、以降、度重なる大規模地震を教訓に法の改定を行っています。

平成18年の改定では、都道府県及び市町村の耐震改修促進計画策定について規定され、数値的な取り組み目標や技術的な指針を示す「国の基本的な方針」が定められました。平成25年の改定では、大規模な旧耐震建築物の所有者に耐震診断が義務付けられたほか、全ての旧耐震建築物の所有者に耐震改修の努力義務が課せられました。平成30年の改定ではブロック塀等の安全性に関する事項が加わり、地震に対する安全性を一層促進することとなりました。

石川県では、「石川県耐震改修促進計画」を策定し、適宜見直しを行うなど、県内の建築物の耐震化に向けた取り組みが進められています。

本市は、平成20年6月に「金沢市建築物耐震改修促進計画」を策定、平成28年3月には第2次金沢市建築物耐震改修促進計画として改定し、市内の建築物の耐震化に取り組んできました。

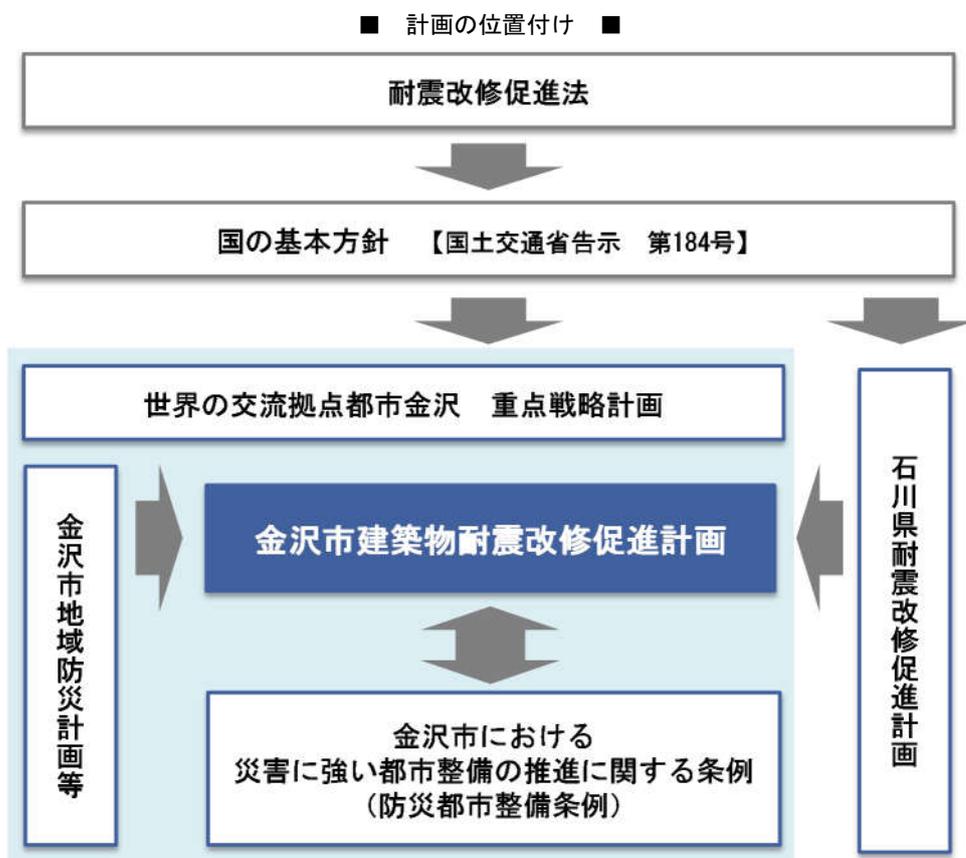
今日の社会情勢の変化を捉え、また、法や国の基本的な方針、石川県耐震改修促進計画等を踏まえたうえで、第3次計画への改定を行います。

(2) 計画の目的

本計画は、想定される大規模地震に対し、既存建築物の安全性を計画的に向上させ、倒壊等から市民の生命及び財産を守ることを目的としています。

(3) 計画の位置付け

本計画は、法第6条第1項の規定に基づき策定するとともに、国の基本的な方針や石川県耐震改修促進計画を踏まえ、金沢市地域防災計画等の関連計画との整合を図ります。



(4) 計画の期間

本計画の期間は、国の基本的な方針や石川県耐震改修促進計画と整合した、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の実施状況によっては、適宜見直しを行うこととします。

(5) 計画の対象建築物

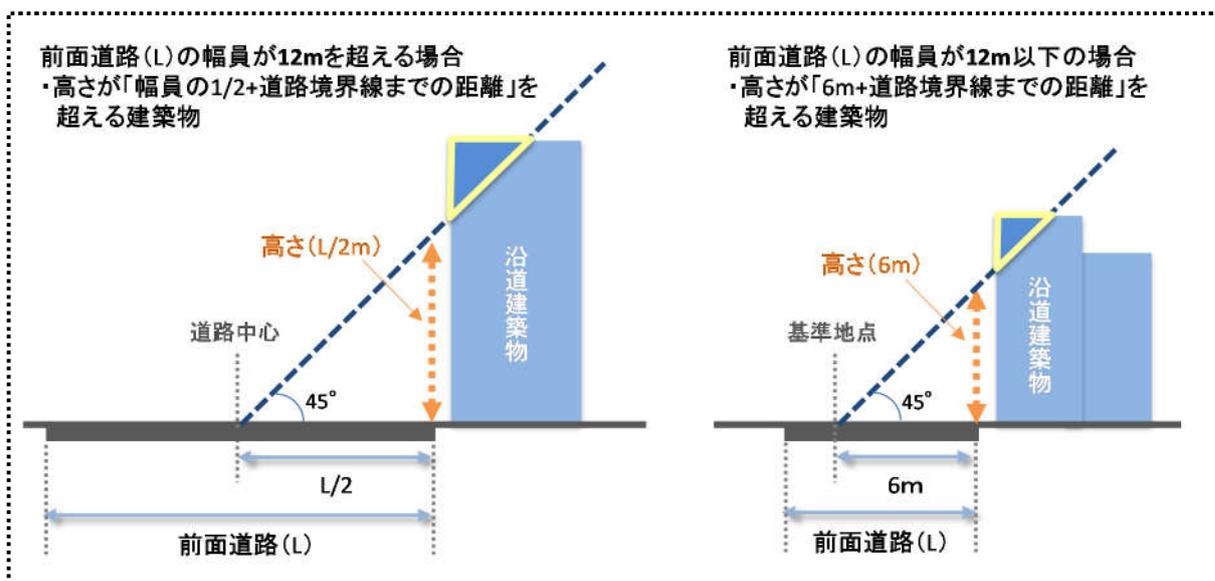
本計画では、市内にある全ての建築物を対象とします。

特に、旧耐震基準で、市民の生活基盤となる住宅や、用途や規模等により市民への影響が大きい下記の建築物を対象に、耐震化の促進を図っていきます。

■ 対象建築物 ■

建築物の種別		概要	法の扱い	
既存耐震不適合建築物	[住宅]	一戸建て住宅、共同住宅、長屋等	—	
	特定既存耐震不適合建築物	[多数の者が利用する建築物]	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物等	法第 14条第 1号、第 2号に定める一定規模以上の建築物
	[緊急輸送道路沿道建築物]	緊急輸送道路に接する敷地にある建築物で、地震時に通行障害となるおそれのある建築物（下図参照）	法第 14条第 3号に定める建築物	
	要緊急安全確認大規模建築物 [耐震診断義務付け対象建築物]	学校、病院、百貨店、ホテル、駐車場その他多数の者が利用する大規模な建築物等	法附則第 3条に定める一定規模以上の建築物	

■ 通行障害建築物とは ■

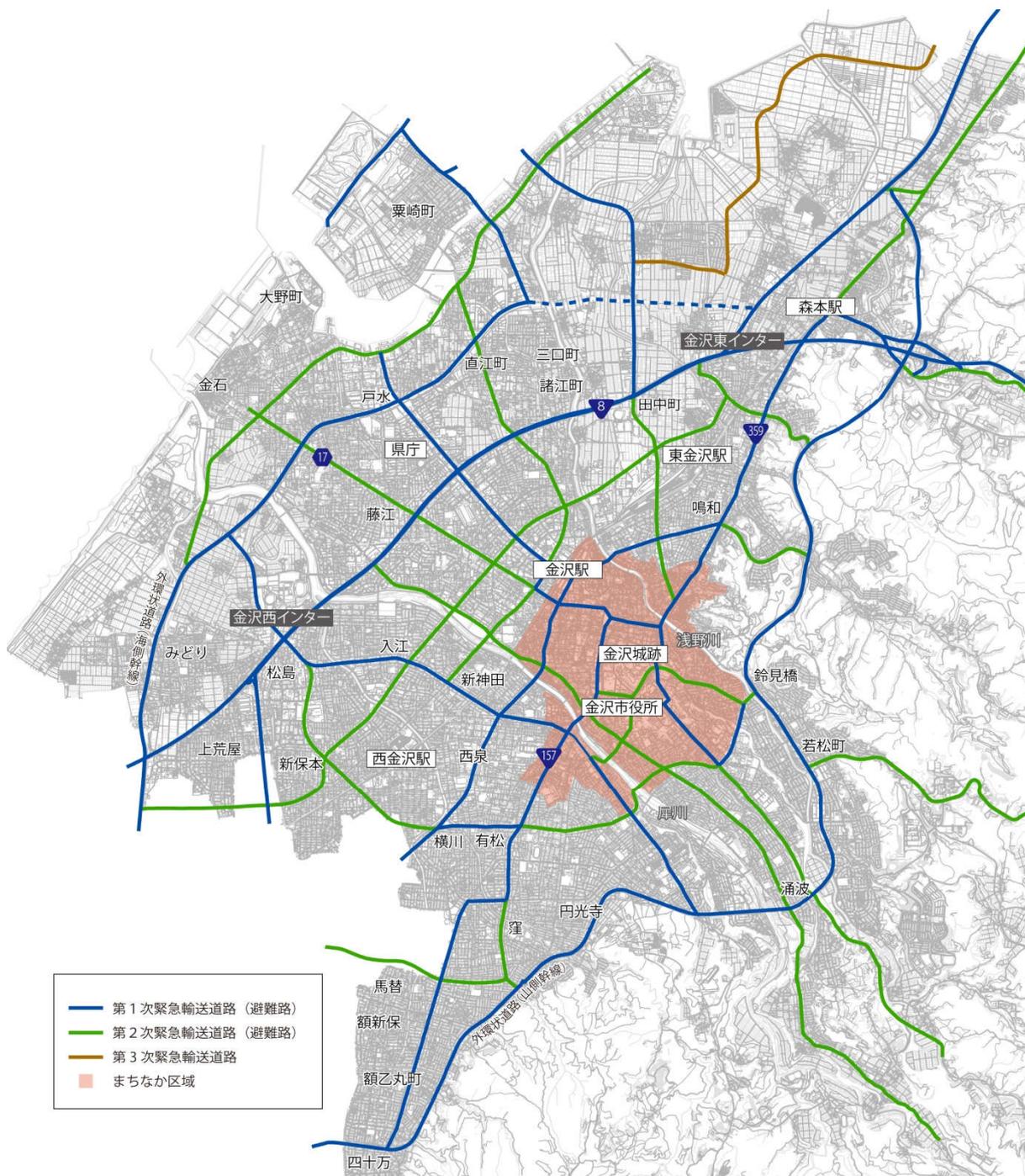


第1章 計画の基本事項

■ 特定既存耐震不適格建築物一覧（耐震改修促進法第14条・法附則第3条） ■

法第14条	用途	特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第14条） [多数の者が利用する建築物]	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件（法附則第3条） [耐震診断義務付け対象建築物]		
第1号	学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 上記以外の学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。 階数3以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。		
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上		
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
	病院、診療所				
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場				
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ5,000㎡以上	
	ホテル、旅館				
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
	事務所			階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの				
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上			
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
	遊技場				
	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	階数3以上かつ1,000㎡以上				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）		

■ 緊急輸送道路図 ■



本市では、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や避難の妨げにならないよう、耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定に基づき、石川県地域防災計画に記載された緊急輸送道路のうち第1次及び第2次路線を、平成28年から「避難路」として指定しています。

なお、第3次路線については、通行障害となる建築物が存在しないため、「避難路」に指定していません。

教えて①

旧耐震建築物

- ・昭和56年5月31日以前に工事に着工した建築物

教えて②

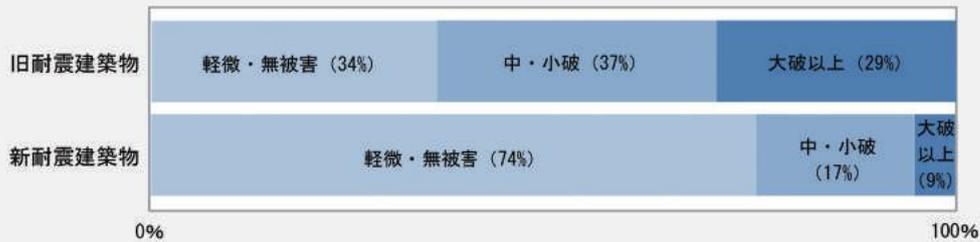
新耐震建築物

- ・昭和56年6月1日に施行された建築基準法に定める耐震基準で、昭和56年6月1日以降に工事に着工した建築物

阪神・淡路大震災の建物被害

新耐震建築物は、阪神・淡路大震災をはじめ、その後の震災においても大きな被害を受けたものが少なく、概ね耐震性を有するとされています。

一方、旧耐震建築物は大きな被害を受けたものが多く、耐震性に不安のある状態と言えます。



旧耐震建築物と新耐震建築物

昭和56年6月1日
建築基準法の改正

何が違う？



		旧耐震建築物	新耐震建築物
地震規模	中規模	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎：コンクリート造の独立又は布基礎 ・筋交い：釘止め又は平金物 ・壁の量：必要壁量の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎：鉄筋コンクリート造の布基礎 ・筋交い：筋交いプレート ・壁の量：必要壁量の増加
	大規模	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5強程度で即座に崩壊しないこと ※規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5強程度でほとんど損傷しないこと（軽微なひび割れ程度のみ） ・震度6強～7程度で倒壊・崩壊しないこと

2 想定される地震と被害

(1) 地形と地質・液状化

本市の地形は北西部一帯の平野部と南東部一帯の台地・丘陵・山地部に大区分されます。

平野部は海岸線沿いの大部分が標高 10m未満であり、北西側は標高 30m未満の低い砂丘を介して日本海に接しています。

台地・丘陵・山地部のうち、平野部に近い標高がほぼ 200mのところは台地・丘陵部で、その南東から南にかけては次第に標高が高くなる山地部が県境まで続き、その丘陵部の中で戸室山とキゴ山が孤立丘を形成しています。

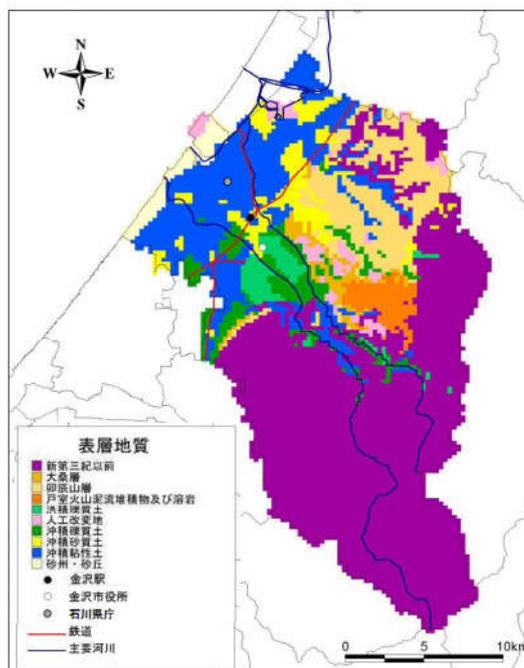
平野部には沖積層が分布し、その厚さは北東に向かって次第に厚くなり、河北潟付近では粘土と砂と砂礫が混じり合った地質となっています。

海岸部の砂丘は均一な中粒砂で構成されており、河北潟干拓地から大野川沿いにかけての埋立地と金沢港口に隣接する埋立地は人工改変地となっています。

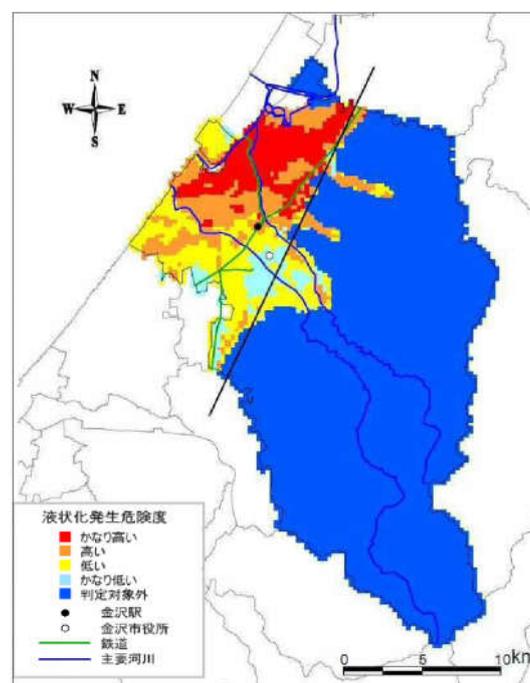
液状化は、地下水位が高く、砂を多く含むような軟弱な地盤において、地震に伴う振動により液体のような泥水状態となる現象です。一般的に埋立地や大きな河川付近、砂丘（砂質土層）と砂丘の間にある低地等で発生しやすいとされています。

本市では、沖積砂質土層が広く平野部に分布しているため、平野部の大部分で危険度が高く、特に北部で顕著に表れています。加えて、森本・富樫断層帯に近いところでも危険度が高くなっています。液状化によって地面が沈下・陥没するおそれがあります。

■ 表層地質図 ■



■ 液状化危険度分布図 ■



出典：金沢市地域防災計画

(2) 想定される地震

森本・富樫断層帯が活動する地震として地震調査研究推進本部地震調査委員会の行った評価結果によると、今後30年間で地震が発生する確率は2～8%、国内の活断層の中でも確率の高いグループに属しています。

地震の規模は、マグニチュード7.2、震度は、山間地を除くと市内の平野部のほとんどの地域で震度6弱以上となり、浅野川流域とその周辺の造成地及び河北潟周辺地域で震度6強、局部的に震度7の想定となっています。

国内で近年発生した地震のうち、平成28年に発生した熊本地震は、今後30年間で地震発生確率が、ほぼ0～0.9%、マグニチュード7.0程度と予測されていた中で、甚大な被害を受けており、森本・富樫断層帯でも同様又はそれ以上の地震がいつ発生しても不思議ではない状況にあると言えます。

■ 想定される地震 ■

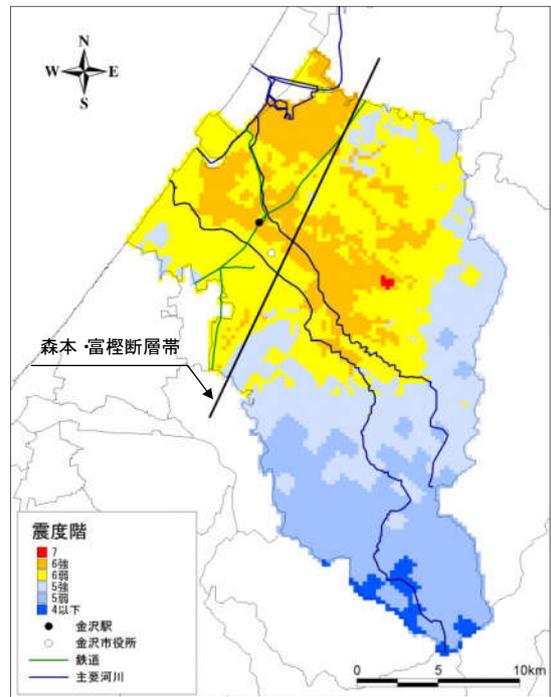
想定地震	森本・富樫断層帯	発生確率	30年以内に2～8%
地震の規模	マグニチュード：7.2	想定震度	震度6弱～7

出典：金沢市地域防災計画、政府地震調査研究推進本部

■ 森本・富樫断層帯の活断層位置図 ■



■ 震度分布予測図 ■



出典：金沢市地域防災計画

(3) 被害の想定

建築物の被害は、全体の約1割が大破、約2割が中破以上と想定され、特に木造建築物における被害の割合が高くなっています。

また、火災被害は、火気を使用している割合の高い冬18時に最も多く、人的被害は、就寝中である冬5時が最も多い想定となっています。

■ 被害の想定 ■

建築物		合計	162,759 [棟] 100.0 [%]		
		木造	133,195 [棟] 81.8 [%]		
		非木造	29,564 [棟] 18.2 [%]		
建築物 被害	大破	合計	18,103 [棟] 11.1 [%]		
		木造	15,866 [棟] 9.7 [%]		
		非木造	2,237 [棟] 1.4 [%]		
	中破 以上	合計	31,718 [棟] 19.5 [%]		
		木造	27,799 [棟] 17.1 [%]		
		非木造	3,919 [棟] 2.4 [%]		
発生想定季節・時間		冬 5時	冬 18時	春秋 12時	
火災 被害	建築物棟数		162,759 [棟]		
	焼失棟数		559 [棟]	5,109 [棟]	3,100 [棟]
	延焼出火件数		3 [件]	144 [件]	28 [件]
	延焼率		0.3 [%]	3.1 [%]	1.9 [%]
人的 被害	人口		462,361 [人]	465,890 [人]	499,350 [人]
	死者		2,566 [人]	1,905 [人]	1,438 [人]
	負傷者		11,489 [人]	10,503 [人]	11,836 [人]
	要救助者		12,345 [人]	10,145 [人]	10,377 [人]
	常住人口		462,361 [人]	462,361 [人]	462,361 [人]
	短期避難者		186,413 [人]	193,659 [人]	190,275 [人]
	長期避難者		65,346 [人]	71,559 [人]	68,637 [人]

※建築物棟数には 20㎡未満の建築物は対象外としています。

※焼失棟数は、独立した建築物で面積 20㎡未満の建築物は対象としています。

出典：金沢市地域防災計画

3 耐震化を取り巻く状況

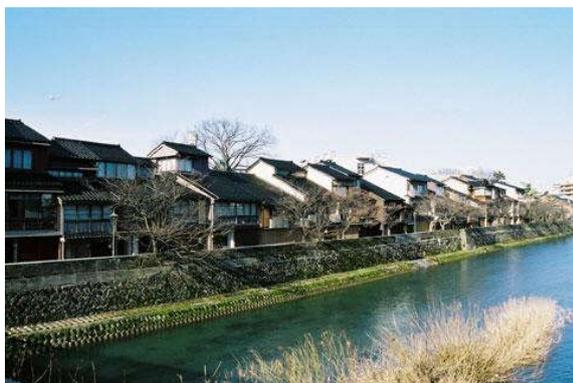
(1) 本市の特性



写真提供：金沢市オープンデータ

歴史的なまちなみが保全されている

本市は戦禍に見舞われることなく、旧市街地を中心とするまちなか区域には歴史的まちなみが残り、伝統的建造物群保存地区、こまちなみ保存区域等の面的に広がるエリアのほか、金澤町家が約6,000棟現存しており、適正な震災対策を図りながらこのまちなみを保全していくことが重要となっています。



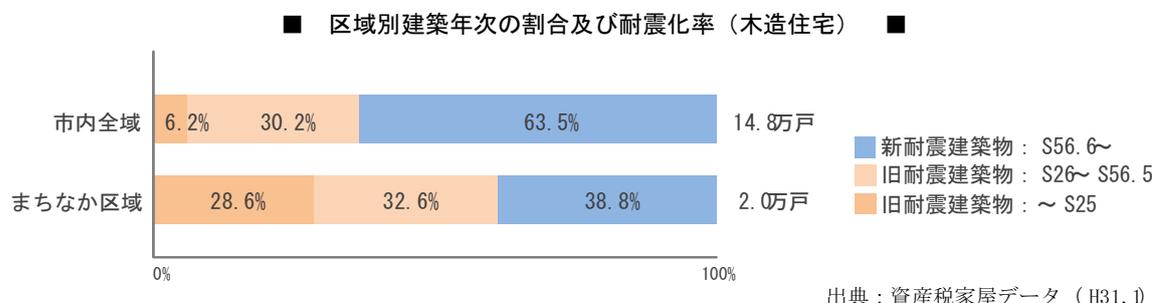
伝統的建造物群保存地区（主計町地区）



こまちなみ保存区域（水溜町区域）

まちなか区域に古い木造住宅が密集している

まちなか区域には木造建築物が密集する地区が多く、木造住宅の約6割が旧耐震基準のものであり、大規模地震の際には、建物倒壊や火災等のリスクが高いという課題を抱えています。

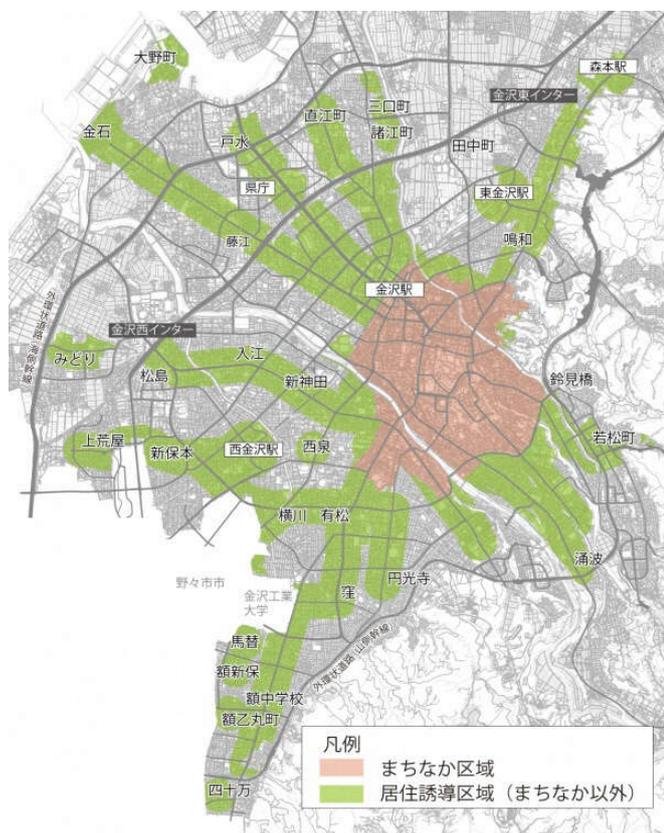


人口減少に伴い、集約型都市への転換を図っている

少子高齢化による人口減少時代のなか、本市では、「金沢市集約都市形成計画」を策定し、中長期的視点に立ち、持続的発展が可能となる集約型都市へ向けて転換を図っています。

市中心部の「まちなか区域」や公共交通網が充実している「居住誘導区域」では、中心市街地の活性化及び都市機能の集約化を推進し、定住促進施策に取り組んでいます。

■ まちなか区域・居住誘導区域図 ■



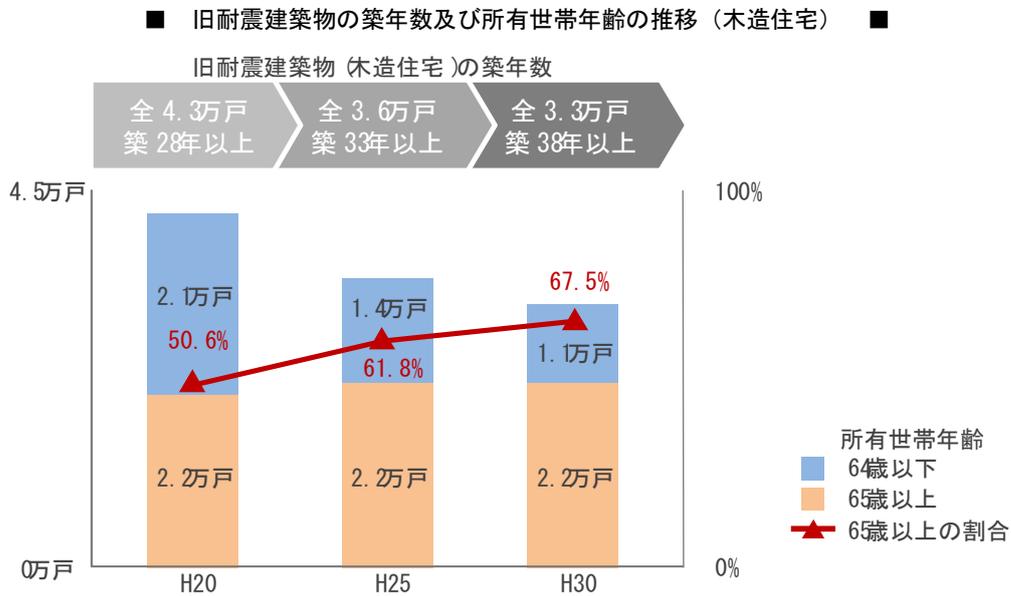
(2) 「2つの古い」という新たな課題

建築物の老朽化と所有者の高齢化が進んでいる

昭和56年以前に建築された旧耐震建築物は、令和3年で約40年が経過します。さらには、昭和40年代の高度経済成長期に大量に供給された住宅の多くは、築50年以上が経過することとなり、建築物の老朽化が進んでいます。

また、旧耐震建築物の木造住宅所有者の2/3が既に65歳以上となっており、所有者の高齢化が建築物と同様に進んでいます。

建築物の老朽化と所有者の高齢化である「2つの古い」の課題が顕在化しているなか、これらの課題に応じて、耐震化を促進していくことが必要となります。



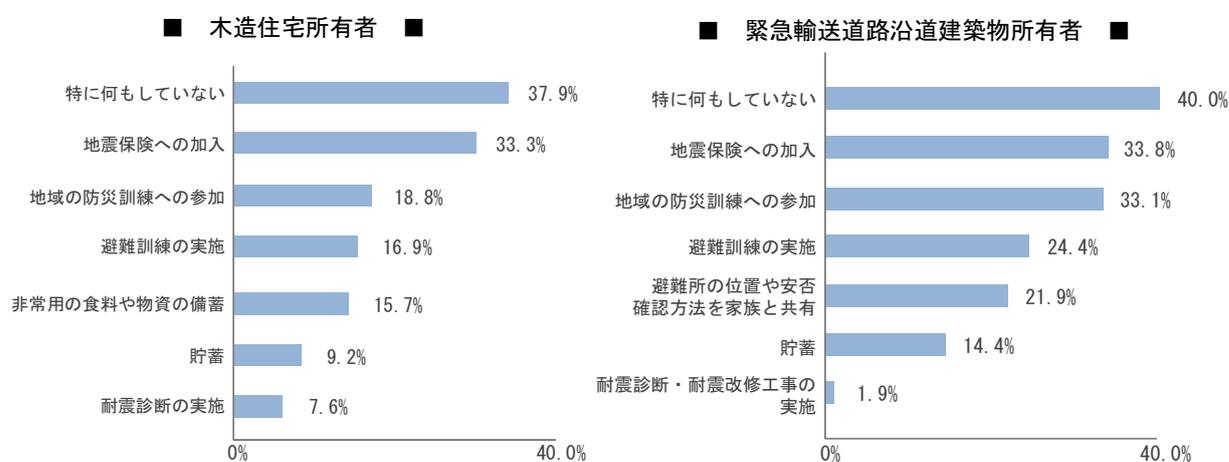
(3) 所有者の意識

木造住宅所有者及び緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、地震や耐震化に対する考え方や制度に対する意向調査を実施しました。(資料編 p12～ p18)

耐震化に対する意識が低い

「地震に対して備えていること」について、木造住宅及び緊急輸送道路沿道建築物ともに約4割が「特に何もしていない」という結果となりました。

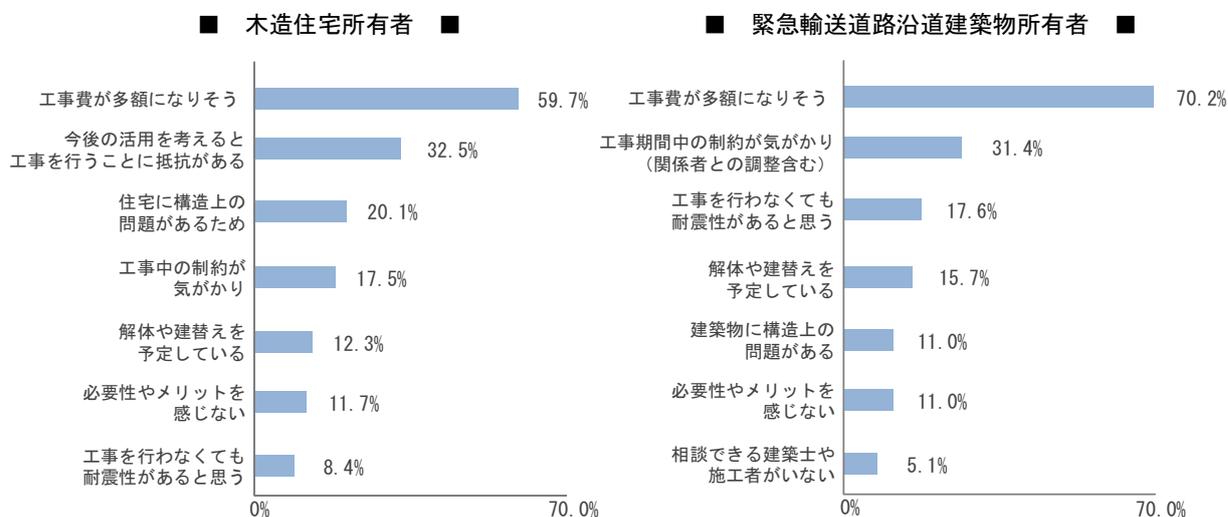
地震の危険性や耐震化の必要性について、一定の理解を示す所有者は多い中、具体的に検討する所有者は少なく、耐震化の実施に対する意識が低いことがわかります。



費用負担や工事による制約への抵抗がある

「耐震化を行っていない理由」について、木造住宅所有者、緊急輸送道路沿道建築物所有者の半数以上が、耐震化にかかる多額の工事費負担を理由として挙げています。

また、工事期間中の制約への懸念や、解体・建替えへの意向の割合も高く、現在の建物に対して、多額の投資や、大がかりな改修を行うことに抵抗がある所有者が多く存在します。



(4) 耐震化の現状と課題

1) 住宅

現状：耐震化率は目標に近い水準にある
 課題：耐震性に課題がある住宅が依然として 2.1万戸ある

[現状]

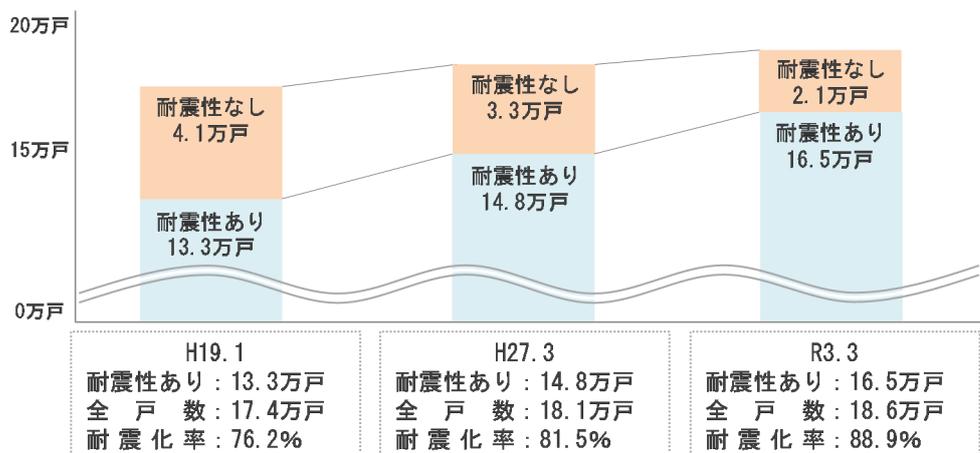
平成 30年住宅・土地統計調査をもとにした推計によると、令和3年3月の住宅総数 18.6万戸のうち、耐震性があると判断されるものは、16.5万戸となっており、88.9%の住宅で耐震性を有していることとなっています。第2次計画における目標値は90%であり、着実に耐震化が進んできていると言えます。

■ 住宅における耐震化率の推移 ■

	H19.1	H27.3	R3.3	第2次計画目標値
全体	76.2%	81.5%	88.9%	90%

※住宅戸数には金澤町家を含み、空き家は除く

■ 住宅における耐震化率の推移 ■



出典：住宅・土地統計調査（H15, H20, H25, H30）

[課題]

着実に住宅の耐震化が進んできている一方で、市民の生活基盤である住宅において耐震性がないと判断されるものが依然として 2.1万戸存在することが課題であり、所有者に対し一層の耐震化に向けた普及啓発への取り組みや制度周知が必要です。

2) 多数の者が利用する建築物

現状：耐震化率は目標に近い水準にあり、市有施設については達成している
課題：建築物の用途によって、耐震化の進捗に差がある

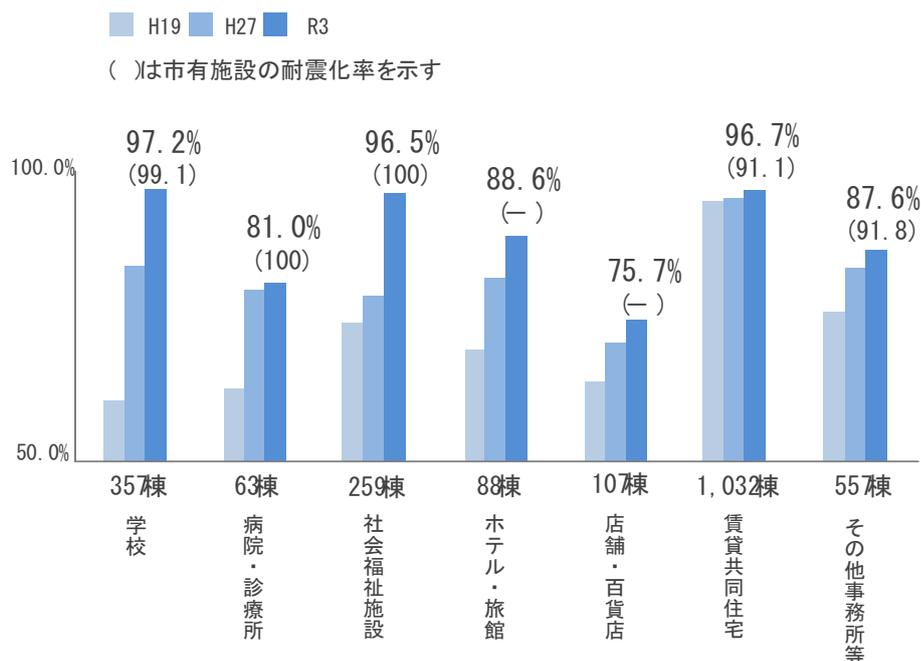
[現状]

多数の者が利用する建築物の令和3年3月の耐震化率は、平成27年の耐震化率86.2%と比べて6.9%上昇し93.1%となっています。市有施設は、令和3年3月で95.8%となり、第2次計画目標値を達成しています。

■ 多数の者が利用する建築物における耐震化率の推移 ■

	H19	H27	R3.3	第2次計画目標値
全体	80.2%	86.2%	93.1%	95%
市有	—	89.9%	95.8%	

■ 用途別耐震化率の推移 ■



出典：県及び市施設データ（学校、病院、社会福祉施設、ホテル）
資産税家屋データ（店舗、共同住宅、その他事務所等）

[課題]

用途別で見ると、賃貸共同住宅に加え、公共性の高い学校や社会福祉施設の耐震化が進んでいる一方、病院や店舗・百貨店の対策が遅れていることから、これらの用途の建築物の所有者に対して、重点的に啓発や誘導を図っていく必要があります。

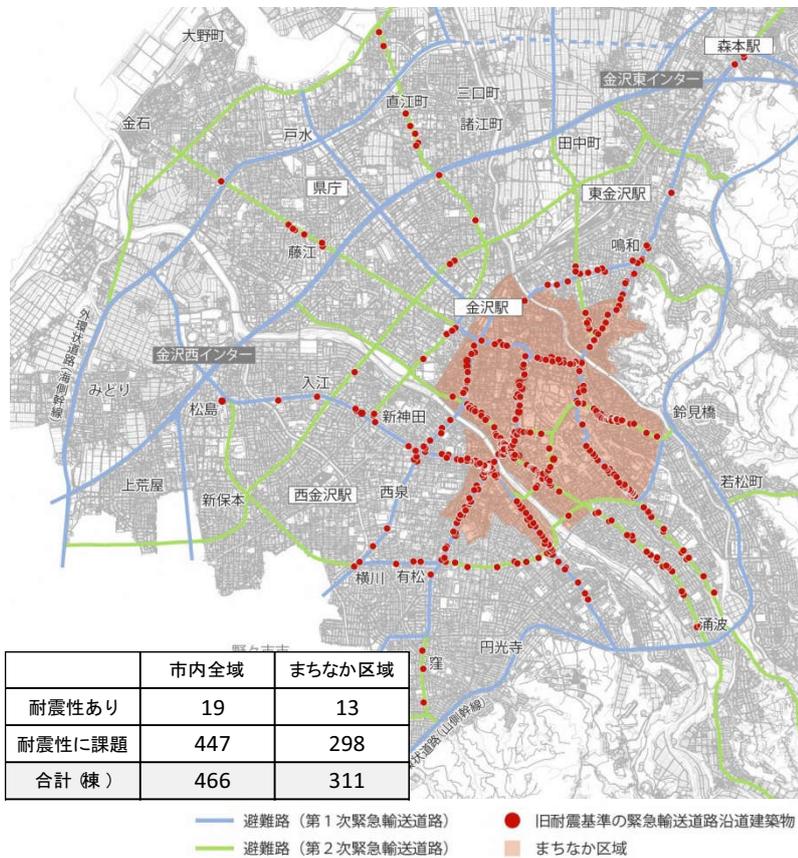
3) 緊急輸送道路沿道建築物

現状：耐震診断を実施していない建築物が多い
 課題：建築物の耐震性について把握が必要

[現状]

緊急輸送道路沿道建築物は個別に建物情報を整理しており、これによると、令和3年3月で全466棟のうち、耐震性のある建築物は19棟となっています。また、耐震診断を実施していない場合が多く、耐震性不明である建築物が多数を占めており、耐震化への動きが鈍いと言えます。

■ 旧耐震基準の緊急輸送道路沿道建築物のプロット図 ■



[課題]

多くの建築物で耐震性に課題がある状態となっているため、積極的に耐震化を推進する必要があります。一方で、耐震診断の実施も進んでいないため、まずは対象建築物の耐震性を把握する必要があります。特にまちなか区域の緊急輸送道路は、災害時における救援活動の生命線として優先的にその機能を確保すべき路線であり、重点的に耐震化を進める必要があります。

4) 耐震診断義務付け対象建築物

現状：耐震化に向けた動きが鈍くなっている
課題：活用方針の決定に向けた働きかけが必要

[現状]

国は、令和8年3月で耐震性が不十分な建築物を概ね解消させる目標を設定しています。

本市の耐震診断義務付け対象建築物は、令和3年3月で、全34施設のうち27施設で耐震性がある状態となっており、令和8年3月までの耐震化に向けて、概ね順調に進んでいると言えます。

しかし、耐震化への具体的な方針を示していない建築物が残り、耐震化に向けた動きが鈍くなってきています。

■ 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化 ■

時点	総数（施設）	耐震性なし	耐震性あり
H29.2 （公表時）	34	16	18
R3.3		7	27

[課題]

耐震診断義務付け対象建築物は、大規模な建築物であることから、今後の活用について明確になっていない状況では、具体的な対策が進まないことが想定されます。そこで、耐震改修のほか、解体や建替も含め、まずは今後の活用方針を決定するよう、所有者に対して働きかける必要があります。

第2章 計画の基本方針

1 基本的な考え方

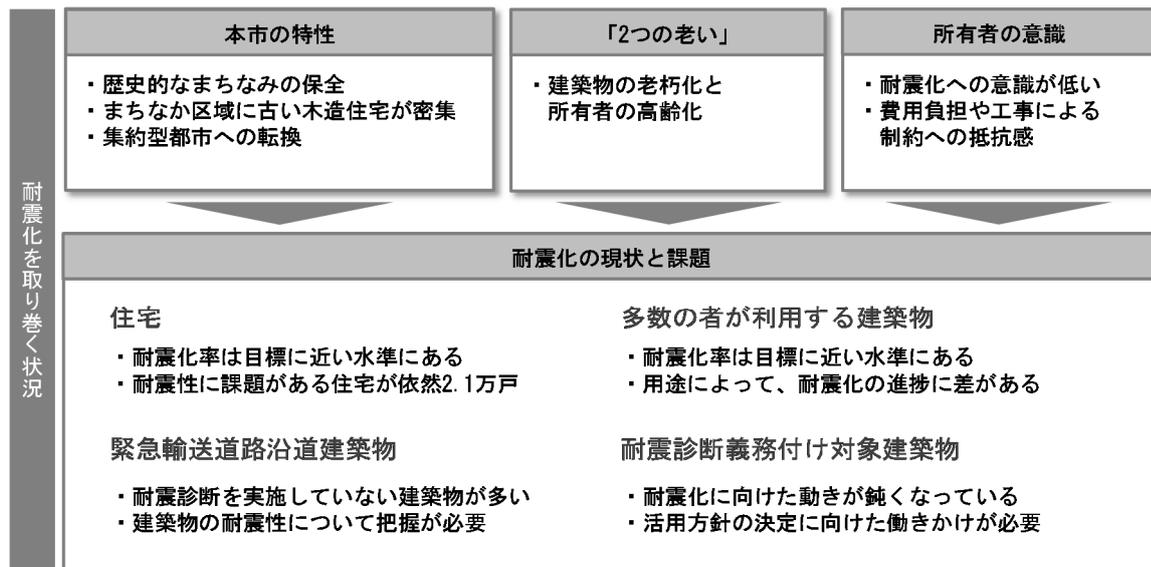
(1) 計画の基本理念

今回の計画改定では、近年の耐震化を取り巻く状況を踏まえ、「耐震化」と「減災化」に取り組み、総合的な震災対策により人命を守る、という基本理念を新たに定めます。

本市はこれまで、建物倒壊から人命を守るため、建築物の耐震化率向上を目指し、施策を推進してきました。今回の計画改定においても、まずは耐震化の促進を第一とし、所有者に働きかけていきます。

一方で、建築物と所有者の「2つの老い」による耐震改修工事への抵抗や、より負担の小さい震災対策への関心が所有者の意向として表れており、耐震化以外の対策も必要とされている状況にあります。

そこで、新たに地震による人的被害を軽減させる「減災化」の取り組みを計画に加え、耐震化を補う震災対策として推進し、広く市民の生命を守っていきます。



基本理念

「耐震化」と「減災化」に取り組み、
総合的な震災対策により人命を守る

（耐震化の課題を減災化で補う）

(2) 基本的な取組方針

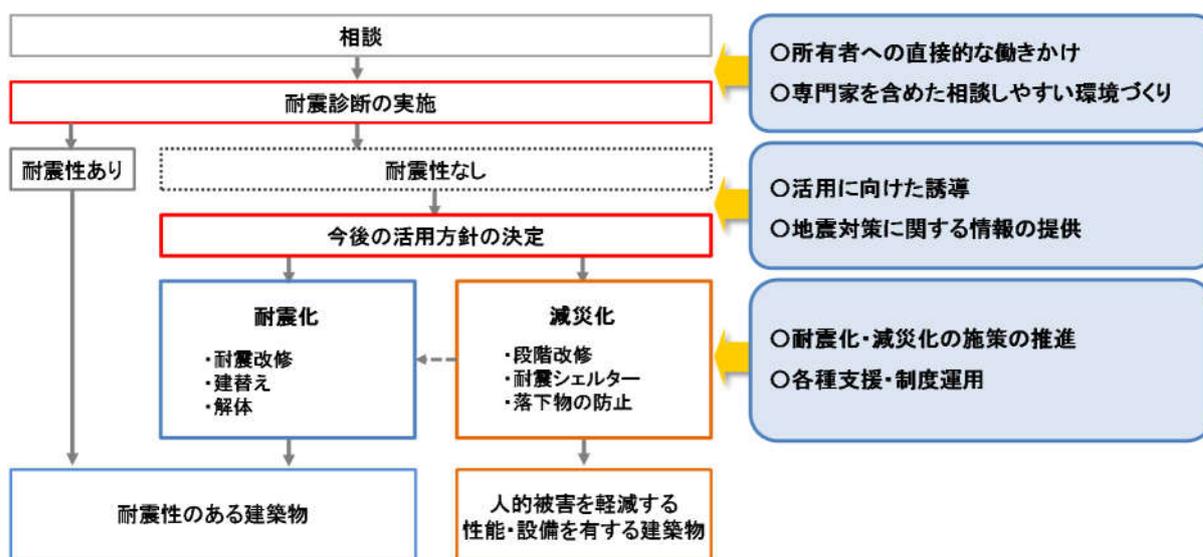
より多くの市民が「耐震化」と「減災化」に取り組み、人命を守るためには、まずは地震や耐震化に関心を持ってもらうことが大切です。地震の発生確率や被災リスクについて、周知・啓発活動を行い、所有者が相談しやすい環境づくりを推進します。

次に、旧耐震建築物の所有者が耐震診断を実施するよう働きかけます。耐震診断の実施は、今後の建築物の活用方針を決定するうえで基本的な情報となることから、これまで、木造住宅をはじめとした財政支援等を行ってきました。今後は「耐震化」と「減災化」の取り組みに向けて、耐震診断の実施を一層強化していきます。

診断の結果、耐震性なしとなった場合、各種支援制度の紹介や所有者に有益となる関連情報の提供等を行い、所有者が今後の建物の活用方針を定め、耐震改修や建替え等の耐震化、あるいは減災化の実施を検討するよう誘導します。

これに加え、所有者や事業者が利用しやすいものとなるよう、耐震化及び減災化の実施に向けた各種支援・制度運用の検討を行います。

■ 施策の推進イメージ ■



(3) それぞれの役割

建築物の耐震化及び減災化は、「自助」「共助」「公助」の考え方のもと、市民、町内自治会等のほか、関係団体や事業者、行政が互いに協働・連携することで、実現できるものと言えます。

各主体は、それぞれの役割と責務を認識し、建築物の耐震化に取り組むことが必要となります。

●建築物の所有者の役割

建築物を耐震化することは、自身や家族の生命・生活基盤を守るためだけでなく、周辺の道路や建築物へ及ぼす被害の未然防止にもつながります。そのため、所有者は生命や地域を自らが守るという意識を持ち、主体的に建築物の耐震化に取り組む必要があります。

特に、防災上重要な道路の沿道や不特定多数が利用する建築物については、震災による周囲への影響が大きくなることから、早急な対策が求められます。

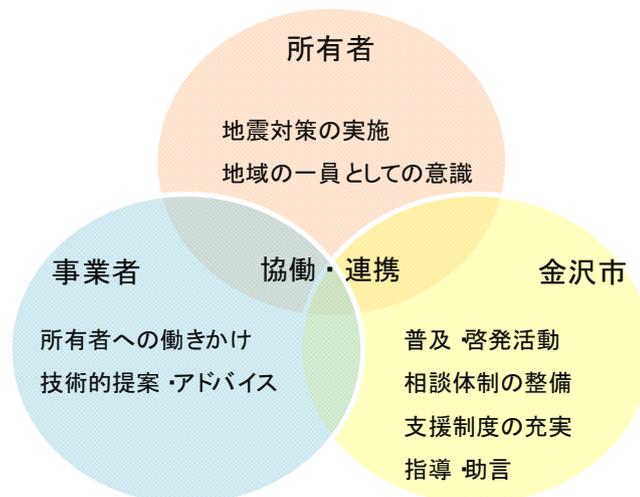
●事業者の役割

事業者は、専門的な知識や技術を通じて市民の生命や生活基盤を守る重要な役割を担っており、事業活動を行う際には、「安全」、「品質」、「性能」を確保する必要があります。また、他の改修工事に併せ、建築物の所有者に対する耐震化のアドバイスなど、市民に有益な情報を提供することが求められます。

●金沢市の役割

本市は、建築物の所有者が主体的に耐震化に取り組むよう、相談体制等の環境整備や財政的な支援など、制度の充実を図ります。

また、国及び石川県と連携しながら、耐震化に関する普及・啓発活動を行い、必要に応じて建築基準法や耐震改修促進法に基づく助言や指導等を実施していきます。



2 重点的に取り組む区域・路線

市民の生命を震災から守るうえで、その重要性や優先性を総合的に勘案し、耐震化の促進を重点的に取り組む区域・路線を下記のとおり定めます。

(1) 重点的に取り組む区域

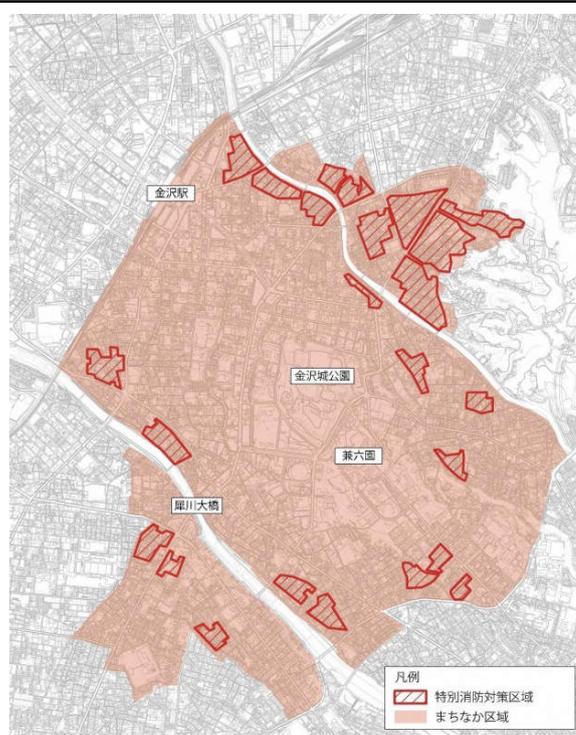
【まちなか区域】

すべての木造住宅のうち、旧耐震基準は、市内全域で4割に満たないが、まちなか区域においては6割と高い割合を示している。

まちなか区域内には木造密集市街地が多く、消防活動が困難で地震時のリスクが高い特別消防対策区域が多数存在する。

また、各種施策によりまちなか区域への定住が促進されており、地震時のリスクの軽減が必要。

➡ 特に住宅を対象とし、
重点的に耐震化の促進を図る



(2) 重点的に取り組む路線

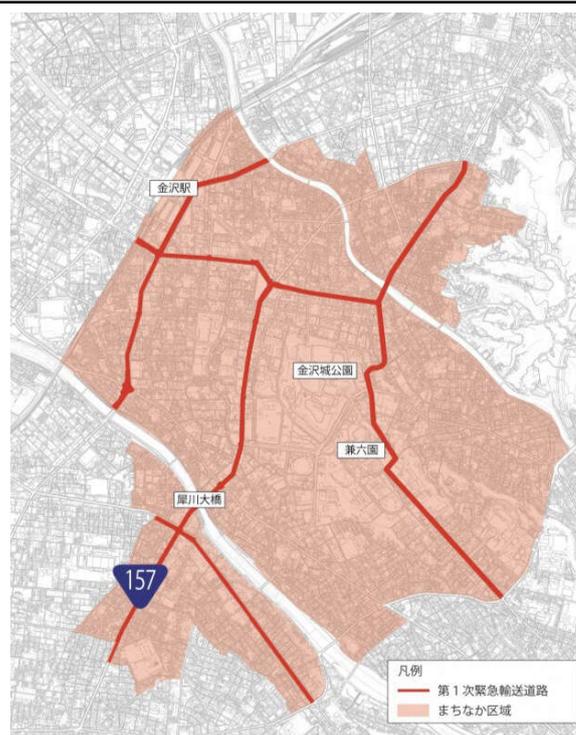
【まちなか区域内的の緊急輸送道路第1次路線】

緊急輸送道路沿道建築物の中で旧耐震基準は市内に466棟存在し、そのうち、211棟がまちなか区域内に位置している。

緊急輸送道路1kmあたりの旧耐震基準の緊急輸送道路沿道建築物棟数は、市内全域の2棟/kmに比べ、まちなか区域で13棟/kmと建物倒壊による道路閉塞のリスクが高い。

その中でも、防災上優先度の高い第1次緊急輸送道路沿道への対策が必要。

➡ 特に緊急輸送道路沿道建築物を対象とし、
重点的に耐震化の促進を図る



3 計画の目標

国の基本的な方針では、令和7年度末（令和8年3月）までに耐震性が不十分な住宅及び耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれ概ね解消することを目標としています。また、石川県は、住宅及び多数の者が利用する建築物について、令和7年度末までに耐震化率95%を達成することを目標としています。

国及び県の目標と本市の耐震化率の実情を踏まえ、住宅、多数の者が利用する建築物、緊急輸送道路沿道建築物、耐震診断義務付け対象建築物について、下記のとおり令和7年度末までの目標を設定します。

■ 対象建築物の現状と目標 ■

対象建築物	目標項目	第2次計画終了時 (令和3年3月)	第3次計画の目標 (令和8年3月)		
			金沢市	国	県
住宅	耐震化率	91%	➔ 95%	耐震性 不十分 ↓ 概ね解消	95%
多数の者が 利用する建築物		93.1%	➔ 95%	—	95%
緊急輸送道路 沿道建築物	耐震診断 実施率	7.6%	➔ 30%	—	—
耐震診断義務 付け対象建築物	活用方針の 決定	27/34施設	➔ 全施設	耐震性 不十分 ↓ 概ね解消	—

※第3次計画から、住宅の耐震化率については、昭和25年以前に建築された金澤町家を除いて算出するものとし、併せて、令和3年3月時点の耐震化率を、金澤町家を除いた数値に見直します。(88.9%→91%)

※緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断実施率は、重点的に取り組む路線である、「まちなか区域内の緊急輸送道路第1次路線」を対象とします。

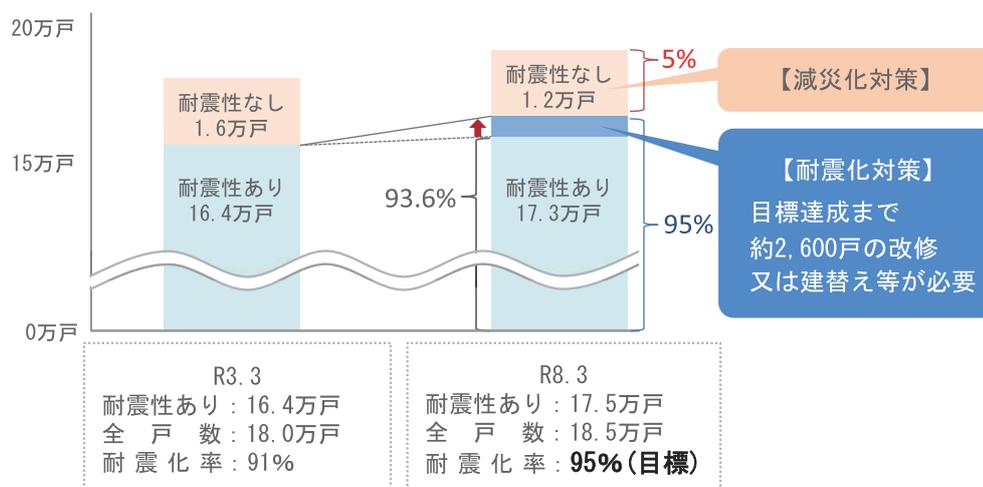
(1) 住宅

住宅については、耐震化率を令和8年3月までに95%とすることを目標とします。

令和3年3月時点で91%である耐震化率は、自然更新による推移から、令和8年3月において93.6%と推計されます。目標の95%を達成するためには、残りの1.4%にあたる約2,600戸の住宅の耐震化が必要です。

また、耐震化を図ることが困難と考えられる残りの5%の住宅に対して、減災化の取り組みを推進します。耐震化と減災化により、概ねすべての住宅が人命を守る地震対策を実施することを目指します。

■ 住宅における現状と目標 ■



※住宅戸数は金澤町家及び空き家を除いたもの

なお、第3次計画からは、住宅の耐震化率の目標について、金澤町家を除く住宅を対象に定めます。金澤町家は建築基準法制定（昭和25年）以前の住宅であり、現在の在来工法と異なる伝統構法によって建築されています。金沢の貴重な歴史文化資産として保全・活用を推進すべき建築物であり、「金沢市伝統構法木造建築物耐震性向上マニュアル（町家編）」等を活用して耐震性の向上を支援します。

どこが違うの？ 伝統構法と在来工法

	伝統構法(昭和25年以前)	在来工法(昭和25年～現在)
概要	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法の制定前（昭和25年以前）に建築された建築物における構法 <p>木組み 貫構造 礎石又は独立基礎 土壁又は板壁</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法の制定後（昭和25年以降）に建築された建築物で広く用いられる工法 <p>金物で緊結又は釘止め 土台 コンクリート造又は鉄筋コンクリートの布基礎 筋交い パネル等の新材</p>
地震への対応	<ul style="list-style-type: none"> 建物全体の強度を高めず、変形のしなやかさで地震の力の吸収し、逃す構造形式（変形型） 	<ul style="list-style-type: none"> 建物全体の強度を高め、固くすることで地震に耐える構造形式（強度型）

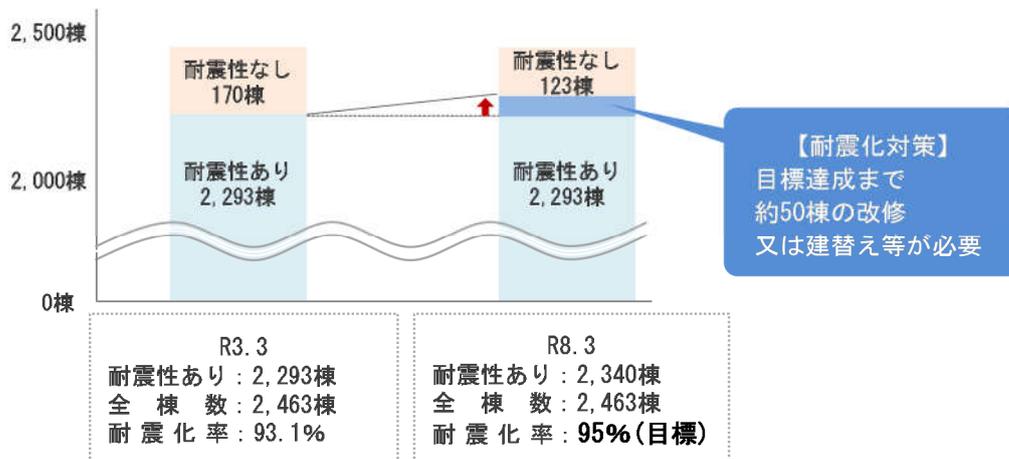
(2) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物については、耐震化率を令和8年3月までに95%とすることを目標とします。

令和3年3月時点で93.1%である耐震化率を、令和8年3月までに目標の95%を達成するためには、残りの1.9%にあたる約50棟の耐震改修や建替え等による耐震化が必要となります。特に、病院や店舗・百貨店など耐震化率が低く、不特定多数の者が利用する用途に対し、耐震化を促進する必要があります。

なお、多数の者が利用する建築物のうち、市有の公共建築物については令和3年3月時点で95.8%となり目標を達成し、また、残る耐震性のない建築物についても各所管課による耐震改修や建替え等の方針が決定しているため、本計画において新たな目標の設定は行いません。

■ 多数の者が利用する建築物における現状と目標 ■



(3) 緊急輸送道路沿道建築物

緊急輸送道路沿道建築物については、重点的に取り組む路線に定めた、まちなか区域内の緊急輸送道路第1次路線に面する旧耐震建築物について、耐震診断実施率を令和8年3月までに30%とすることを新たに目標とします。

令和3年3月時点で、緊急輸送道路沿道建築物で旧耐震基準のものは市内に466棟存在しており、そのうち4割以上にあたる211棟がまちなか区域内の緊急輸送道路第1次路線に集中しています。また、211棟の耐震診断実施率は7.6%と低い割合を示しており、多くの建築物で耐震性が不明である課題があります。

所有者が建築物の耐震性を把握し、今後の活用方針を決定するため、まずは重点的に取り組む路線を対象に、耐震診断実施率を向上させていきます。

項目	R3.3	第3次計画の目標 (R8.3)
耐震診断実施率	7.6%	30%

※まちなか区域内の緊急輸送道路第1次路線に限る

(4) 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物については、対象となる全施設において、令和8年3月までに今後の活用方針を決定することを新たに目標とします。

令和3年3月時点で、全34施設のうち27施設の耐震化が既に完了しています。残る7施設については耐震化がされておらず、具体的な方針も定まっていないことから、解体・建替えを含め、耐震化をいつまでに、どのようにして図るのか、今後の活用方針を定めることを目指します。

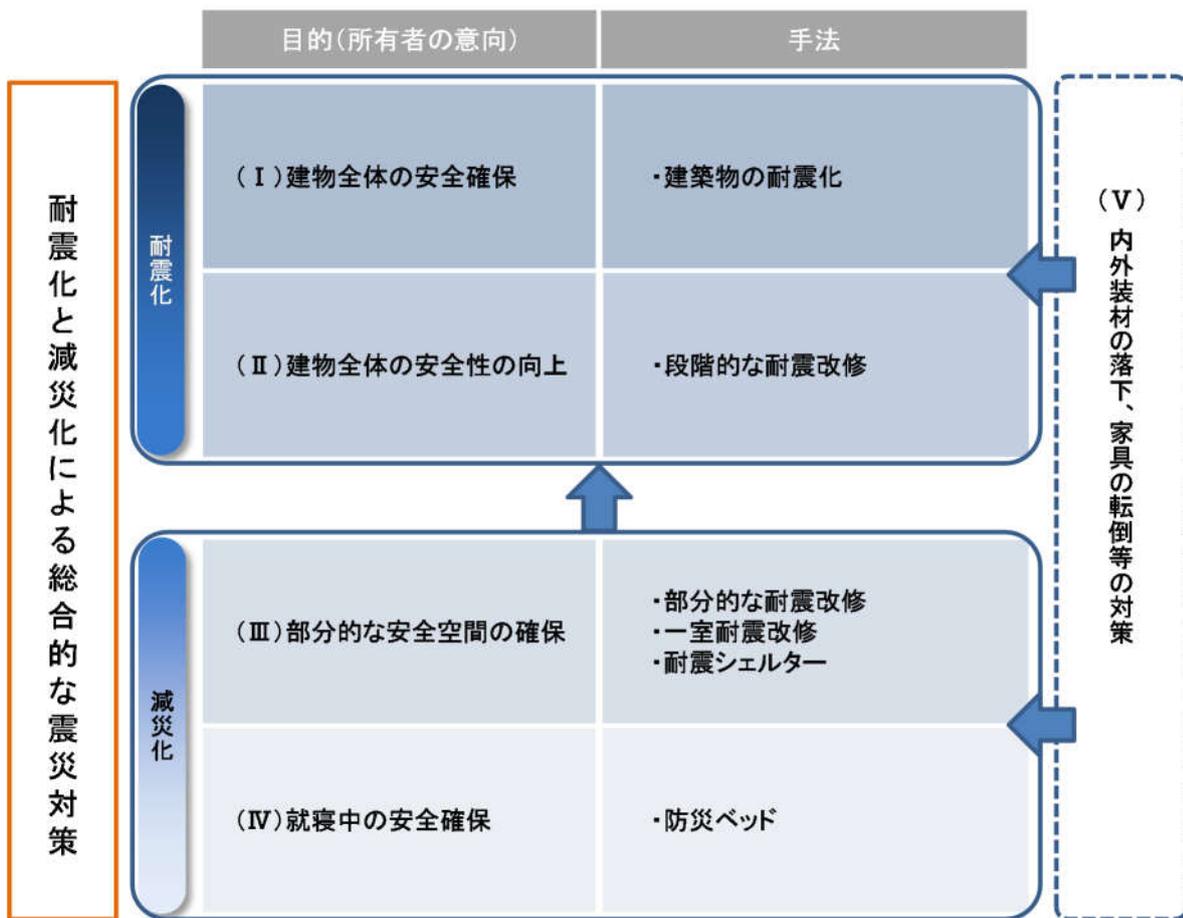
項目	R3.3	第3次計画の目標 (R8.3)
活用方針の決定	27/34施設	全施設

第3章 耐震化及び減災化の施策

1 耐震化及び減災化の手法

耐震化及び減災化の施策について、その目的・手法・効果を所有者に分かりやすく明示し、比較できるようにすることで、所有者が個々の事情や考え方に応じて地震対策を検討できるようにします。

■ 目的に応じた手法・効果のイメージ ■



(I) 建物全体の安全確保

建築物の耐震化

住宅

多数の者が
利用する建築物緊急輸送道路
沿道建築物耐震診断義務
付け対象建築物

耐震改修は建築物全体を国が定める耐震基準以上にするすることで、大規模地震でも倒壊・崩壊しない建物を目指します。居住者等の人命・財産を守るうえで最も有効であるため、優先して取り組みます。

また、解体や建替えも耐震化の手法の一つであり、建築物の将来的な活用方針を定めることが重要となります。



耐震改修工事を行った建築物

(II) 建物全体の安全性の向上

費用面や工事による所有者等の負担を軽減する、段階的な耐震改修

住宅

多数の者が
利用する建築物緊急輸送道路
沿道建築物耐震診断義務
付け対象建築物

耐震改修は建築物全体が耐震基準を満たすことを前提としていますが、基準を100%満足しない耐震改修であっても、現状より地震による被害の度合いは軽減されます。

このことから、一度に住宅全体の耐震改修を行うのではなく、費用面や工事範囲等を考慮し、まずは1階のみ先行して耐震改修を行う「階別型補強」や住宅全体を耐震基準の7割程度とする「評点型補強」といった、住まいの利用状況に応じた段階的な耐震改修も耐震化の選択肢の一つとなります。

■ 段階的な耐震改修のイメージ ■



(Ⅲ) 部分的な安全空間の確保

安全な空間の確保を目的とした部分的な耐震改修

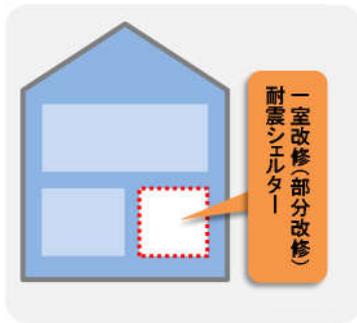


所有者の止むを得ない事情により住宅全体の耐震改修が困難なケースにおいては、主要な生活空間となるリビングや寝室の一室補強や、その空間から外部への避難経路を部分的に補強するなど、安全な空間を確保することも人命を守る有効な手段と言えます。

しかし、このような部分的な耐震改修については建築物のバランス等の課題もあるため、技術的な検討を進めながら手法の確立を図ります。

また、「耐震シェルター」といった既製品の利用も有効な手法となります。

■ 部分的な耐震改修等のイメージ ■



耐震シェルターの一例

(Ⅳ) 就寝中の安全確保

建築物の改修を伴わない地震対策



段階的・部分的を含め、耐震改修は建築物本体の改修を伴うため、一定の費用負担や工事中の制約は避けられません。

一方、就寝時の安全確保を目的とした「防災ベッド」等は建築物本体に影響を与えずに取り組むことができることから、耐震改修が困難な事情を抱える住宅における、最低限の身を守る手軽な地震対策となります。



防災ベッドの一例

(V) 内外装材の落下、家具の転倒等の対策

①今すぐできる手軽な地震対策

住宅

 多数の者が
利用する建築物

 緊急輸送道路
沿道建築物

 耐震診断義務
付け対象建築物

近年の地震被害では、負傷の主な原因は家具類の転倒、火災の主な原因は電気系統に起因するものとされており、これらは全ての建築物が対策をしておく必要があります。

地震対策と聞くと大掛かりなイメージが先行しがちですが、家具の転倒を防止する金物の設置、揺れを感知し自動で電気を止める「感震ブレーカー」と非常灯の併設、フィルムの貼り付けによるガラスの飛散防止等、今すぐ取り組むことができる対策もあります。

②内外装材等の非構造部材の落下防止対策

住宅

 多数の者が
利用する建築物

 緊急輸送道路
沿道建築物

 耐震診断義務
付け対象建築物

大規模な地震の際には建築物の倒壊だけではなく、内外装材といった非構造部材の落下も想定され、特に東日本大震災では天井材の落下により多数の人的被害が報告されました。

所有者等による定期的な点検・補修を第一に、部材の軽量化・落下防止ネットの設置等、非構造部材の種類や箇所に応じた対策があります。



大規模空間における天井の改修例

写真出典：天井の耐震改修事例集（（一財）日本建築防災協会）

③エレベーター等の安全対策

住宅

 多数の者が
利用する建築物

 緊急輸送道路
沿道建築物

 耐震診断義務
付け対象建築物

地震時におけるエレベーター等の停止・閉じ込めからの早期救出を目的に、地震時にかごを最寄りの階へ停止させる「地震時管制運転装置」のほか、ドアの開閉を検知して直ちに緊急停止させる「戸開走行保護装置」等の地震対策があります。

「（一社）中部ブロック昇降機等検査協議会」「（一社）日本エレベーター協会」等関係団体と連携し、定期報告制度等の活用をうえ安全装置の設置をリーフレット等により指導しています。

■ 本市における地震対策装置の設置率 ■

	地震時管制運転装置	戸開走行保護装置
設置率	29.6%	21.9%

※令和元年度末時点

2 支援・連携

(1) 支援

①建築物の地震対策への支援

「金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助制度」に基づき、旧耐震基準の木造住宅及び非木造建築物の耐震改修等を対象に、所有者等の費用負担軽減の支援に引き続き取り組んでいきます。

特に、住宅、多数の者が利用する建築物、緊急輸送道路沿道建築物、耐震診断義務付け対象建築物を重点的に支援するとともに、多数の者が利用する建築物に該当しない一定規模以下の建築物についても、幅広く支援を行っていきます。

また、利用者の準備資金の軽減、事業スケジュールへの柔軟な対応を図った制度の運用を検討します。

②簡易で安価な工法による設計・施工の推進

住宅の耐震改修における一般的な工法に加え「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」等を参考に、より居住者等の負担軽減を図るため「低コスト工法」による設計・施工を推進します。



低コスト工法の一例
(既存の壁の上から耐震壁の施工)

■ 工法の比較 ■

	一般的な工法	低コスト工法
概要	・既存の柱や梁に筋交いや構造用合板等を直接取り付けるため、大規模なリフォームと併せて耐震改修を行う場合に適した工法	・既存の壁の上から構造用合板等を取り付けるため、耐震改修のみ行う場合に適した工法
施工範囲	・補強面以外の影響大	・補強面以外の影響小
居住者	・引越しが必要な場合有	・住みながらの施工

③耐震関連事業者に関する情報提供

耐震改修等を検討する市民が事業者情報を簡単に得られることを目的に、耐震関連事業者の住所・連絡先・過去の実績等を示した「いしかわ住宅耐震事業者リスト」を県・市のホームページ及び窓口で公開しています。

詳しくは

④専門家の派遣等による相談体制の充実

市民の耐震化に関する具体的な相談に対応するため、これまでも木造住宅を対象に、民間建築士を自宅等に派遣しアドバイスを受けられる「耐震アドバイザー派遣制度」に取り組んできましたが、非木造建築物にも対象を拡充し、より耐震化を検討しやすい環境を整備します。

一方、市民が抱える不安は技術的なものに限らず、今後の住宅利用の予定や漠然とした将来への不安など様々です。こうした悩みに向き合い所有する建築物の今後を考えるためにも、広い分野での専門家による総合的な相談体制の充実を図ります。



耐震アドバイザーの派遣

⑤耐震改修工事に係る費用の目安に関する情報

耐震改修工事は新築工事と異なり、建築物の規模に加え既存の状態によって工事費が大きく異なります。(一財)日本建築防災協会では全国の自治体のデータを参考に、建築物の延べ面積に応じた工事費の目安を公開しています。

一方、本市は歴史的な建築物が多く存在し、また積雪を考慮した耐震設計も必要となるため、実情に応じた情報の発信を検討します。

⑥危険ブロック塀等の地震対策への支援

道路に面するブロック塀等を除却する場合、「金沢市における危険ブロック塀の除却に関する補助制度」により、所有者等の費用負担軽減のための支援に取り組んでいます。

特に、通学路に加え避難路に面するブロック塀等についてはその安全確保の取り組みを強化します。

第3章 耐震化及び減災化の施策

(2) 連携

① 県や関係団体と連携した情報共有や協力・支援

県・市町・建築関係団体を構成員として「いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会」を設立し、補助制度等の情報共有をはじめ、会員が連携して啓発グッズの作成・新聞広告等による周知・啓発活動、現場見学会や講習会を通じた技術者の育成に取り組みます。

■ いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会 ■

会員	<ul style="list-style-type: none"> ・(一財) 石川県建築住宅センター ・(一社) 石川県木造住宅協会 ・(公社) 石川県宅地建物取引業協会 ・(一社) 石川県建築士事務所協会 ・県内 19 市町 	<ul style="list-style-type: none"> ・(一社) 石川県建設業協会 ・(一社) 石川県建築組合連合会 ・(一社) 石川県建築士会 ・(独行) 住宅金融支援機構北陸支店 ・石川県 	
活動	 <p>新聞広告への掲載</p>	 <p>啓発グッズの作成</p>	 <p>耐震技術者の育成</p>

また、多面的に耐震化の促進を周知・啓発するため、上記会員以外の団体との連携を強化し、協働して相談会の実施や広報活動等に取り組みます。

(強化する団体の一例)

- ・ファイナンシャルプランナー（暮らしとお金といった生活設計等に関して）
- ・不動産（インスペクション等を活用した良質な既存ストックの流通等に関して）
- ・コンクリートブロック施工（ブロック塀等の安全性確認等に関して）

ご存じですか？

何をやるの？

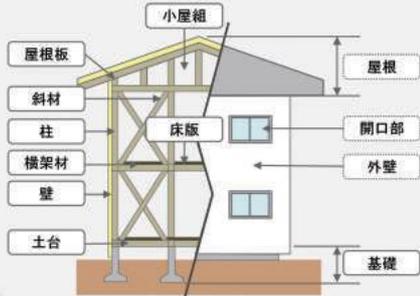
メリットは？

インスペクション（建物状況調査）

～ 既存住宅選びで失敗しないため ～

- ・国の定める講習会を修了した建築士等が、建物の基礎や柱、屋根、外壁等のひび割れや劣化、雨漏り跡等を調査します
- ・資格を持った第三者による客観的な調査結果が得られます
- ・長く使い続けるために必要な工事、不要な工事が明確になります

調査結果は、空き家等の売買やリフォーム検討時のトラブル防止等に役立ちます



図は、建物の構造要素を示しています。左側には屋根板、斜材、柱、横架材、壁、土台が示されています。右側には小屋組、屋根、開口部、外壁、基礎が示されています。また、構造耐力上主要な部分と雨水の侵入を防止する部分の区別も示されています。

②庁内関連施策との連携による、耐震化への誘導

建築物の用途やその所有者によって抱える課題が異なるため、様々な施策を通して必要な人に必要な情報が行き届くよう取り組み、柔軟な枠組みによる庁内の連携体制を整え、各種制度の合同説明会の開催等により、まずは建築物の活用方針の決定を促すことで将来的な耐震化につなげます。

また、耐震化が困難な高齢者等に対しては、福祉や危機管理部局等と連携して減災化も含めた地震対策の在り方について検討します。

■ 庁内の関連施策 ■

担当部局	対象	施策の概要
文化スポーツ局	金澤町家 (伝統構法)	<ul style="list-style-type: none"> ・金澤町家の保全、活用に向けた支援 ・戸別の現状把握 ・伝統構法の耐震化に関するマニュアル等の整備
経済局	店舗施設	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における出店促進支援（小売、飲食、服飾等） ・中小企業向け融資
福祉局	高齢者等	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者等へのバリアフリー改修支援 ・民生委員等の活動支援
保健局	病院施設	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所等の開設許可等の管理
都市整備局	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域等の設定 ・防災まちづくりの推進
	まちなか	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなかへの定住、移住に向けた新築（購入）支援 ・既成市街地の再開発
	空き家	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の利活用に向けたリフォーム支援
土木局	宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの作成、公表 ・がけ崩れの防止、がけ地に近接する危険住宅の移転支援
	道路	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路等金沢市道の維持管理 ・狭あい道路の拡幅整備支援
危機管理監		<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の作成等総合的な災害対策に係る普及、啓発
消防局	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施 ・防火対策の指導
	特別消防 対策区域	<ul style="list-style-type: none"> ・特別消防対策区域の指定
企業局	ライフ ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路等におけるライフラインの耐震化

第4章 啓発及び知識の普及

1 所有者に対する取り組み

(1) 重点的に取り組む区域・路線

耐震診断の推進

耐震性が不明な建築物について、耐震診断の実施により耐震性の有無を把握し、将来の活用方針（耐震改修・解体・建替え等）の決定を促すため、戸別訪問やダイレクトメール等を通じて所有者に対する直接的な働きかけを行い、支援制度の活用等による耐震診断の実施を推進します。



まちなか区域内の緊急輸送道路

(2) 全ての建築物

①幅広い世代に発信した広報活動

本市では、「パンフレット」「市公式ホームページ・SNS」「班回覧」「新聞広報等マスメディア」等を活用して、耐震化の重要性や各種制度等の広報活動に取り組んでいます。今後も積極的にわかりやすい情報を発信していきます。

②在宅避難に向けた耐震化の必要性

災害時は発生した瞬間だけでなく、被災後の生活についても考えなければなりません。昨今の感染症対策を考慮した避難所の運営が求められる中、特別に避難の必要がない被災者は在宅での避難も選択肢のひとつとなります。

被災後は住み慣れた自宅で寝泊まりをするだけでも身体的・精神的な負担の軽減につながります。耐震改修を行うことで、被害の程度によっては在宅避難が可能となるため、被災後から見える耐震化の必要性についても周知・啓発します。



体育館での避難生活

③耐震性能と地震被害から見える耐震化・減災化の有効性

「地震後も継続して使用したい」「最低限命だけは守りたい」等、建築物に求める耐震性能は個人によって異なるため、耐震化・減災化の内容に応じた地震時の有効性（費用対効果等）を周知・啓発します。

④子どもたちへの防災教育

地域の将来を担う子どもたちに対して、普段利用している学校施設における耐震改修を例に出前講座を行う等、防災教育の一環として耐震化・減災化の必要性を啓発します。

⑤リフォームにあわせた効率的な耐震改修工事の推進

旧耐震建築物は、経年により外壁や水廻り等のリフォームが必要なケースが多いため、リフォーム事業者と連携して工事期間や費用面等効率的な耐震改修を推進します。

また、国の「住宅リフォーム事業者団体登録制度」等、市民が事業者を選定する際に参考となる情報も発信します。

⑥税制優遇制度やリフォーム融資の活用

現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行った場合、所得税の特別控除、住宅ローン及び固定資産税等の減額措置を受けられる場合があり、耐震改修補助制度と併用した負担の少ない耐震改修工事を推進します。

また、住宅金融支援機構による耐震改修工事を行う高齢者向けのリフォーム融資等を活用した耐震改修への誘導を図ります。

⑦認定表示制度の活用による耐震改修に向けた機運醸成

建築物の耐震性の有無は、一見、所有者や管理者以外には分かりません。そのため、市民が建築物の耐震性を知る機会が少なく、耐震改修工事を行った場合のメリット感も薄れてしまいます。

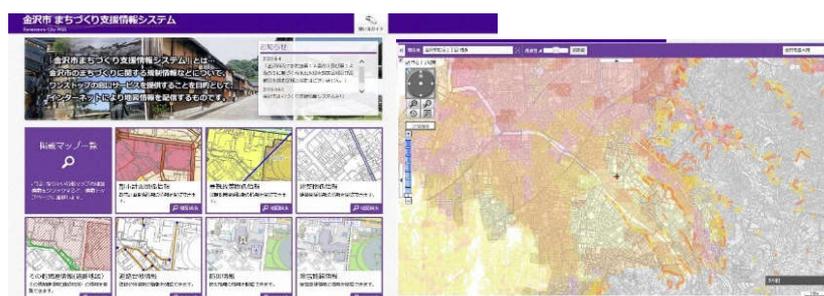
そこで、耐震基準を満たす建築物には、法第22条に基づく認定を行い、認定を受けた旨を建築物に表示することで、耐震性のない建築物と差別化し、所有者への耐震改修に向けた機運の醸成を図ります。



⑧地震に関するハザードマップの公表（資料編 p7,8）

地震災害は建築物の倒壊のほか、地盤の液状化や急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等も併発するおそれがあります。本市では、住まいや職場等のある地域が災害に対してどのような危険性があるのかを認識してもらい、地震対策を個人・地域の問題として認識できるよう各種ハザードマップを公表しています。

また、市ホームページの「金沢市まちづくり支援情報システム」において、住所検索を行うことにより、その地点の防災情報をはじめ建築関連規制等の情報が閲覧できます。



金沢市まちづくり支援情報システム

既存建築物の液状化対策

(1) 耐震改修等による対策

①耐震改修工事

- ・耐震基準に基づく耐力壁の設置
- ・建物形状に応じたバランスの良い壁の配置

②建物の軽量化

- ・屋根、外壁材等の軽量化

③追従性のある配管への更新

- ・フレキ管、伸縮継手、回転エルボ等の採用による傾きや切断の防止

液状化被害の軽減

- ・増幅した揺れに耐える壁量
- ・不同沈下の防止

更なる液状化対策を行う場合は以下のような工法もあります。
 なお、既存建築物への対策工事は制約が多く、相応の工事の規模や費用に加え、周辺への影響も考慮しなければなりませんので、建築士等の専門家と十分に相談して工法を検討する必要があります。

(2) 事前対策例

①注入工法

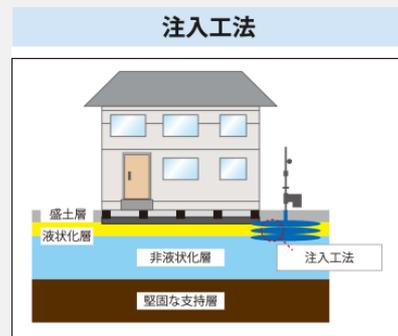
- ・薬液の注入により地盤の強度を高める

②静的圧入締固め工法

- ・地盤の中に泥状の砂を圧入して密度を高める

③ディープウェル工法

- ・地下水位を低下させ、液状化を防止



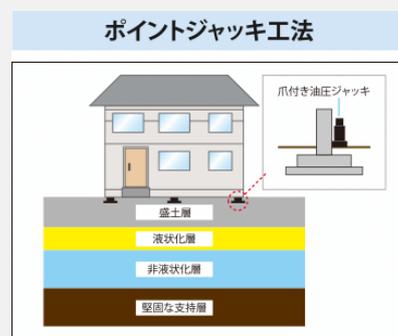
(3) 事後対策例

①ポイントジャッキ工法

- ・油圧ジャッキにより建物の傾斜を修復
- ・既存の基礎を再利用

②アンダーピンニング工法

- ・基礎の下に新たに杭を設置して沈下を修復



画像出典：液状化による建物被害に備えるための手引（東京都都市整備局）

(3) 住宅

①「金沢市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」による耐震化促進

本市では平成 30年度より、住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取り組み等の行動計画について記載した「金沢市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、これに基づき市民の生活基盤である住宅のさらなる耐震化促進に取り組んでいます。なお、本プログラムは毎年度更新のうえ市ホームページにて公開しています。



市民向け耐震セミナーの開催

■ 具体的な取り組み一例 ■

【財政的支援】

- ・耐震診断、耐震改修費に対する補助

【普及・啓発】

- ・耐震アドバイザー派遣制度による専門家派遣
- ・まちなか区域等における戸別訪問
- ・市民向け耐震セミナー、相談会の開催
- ・耐震診断実施者へのパンフレット等の送付
- ・マスメディアを活用した広報活動



まちなか区域等への戸別訪問

②マンション等の耐震化に向けた各種制度の活用

マンション等の区分所有建築物における円滑な合意形成を目的とした、法第 25条に基づく認定による耐震改修、マンションの建替え等の円滑化に関する法律による建替・敷地売却等各種制度を活用した耐震化の促進を図ります。

(4) 多数の者が利用する建築物

①耐震化率の低い用途に対する各種制度の個別周知

病院及び店舗・百貨店用途については耐震化率が低く、かつ、不特定多数の者が利用する施設であるため、各施設の所有者や耐震性の有無等を整理するとともに、耐震補助制度や耐震アドバイザー派遣制度等の周知に取り組みます。

また、経済局や保健局等の建物の用途に応じた関係部局とも連携し、早期に建築物の活用方針の決定を促します。

②建築物の基礎データの充実

建築基準法第 12条に基づく定期報告制度等を活用のうえ、対象建築物の基礎データを整理し、構造・規模等に応じた耐震化への誘導を図ります。

(5) 緊急輸送道路沿道建築物・耐震診断義務付け対象建築物

①緊急輸送道路沿道建築物に対する個別周知

所有者に対して定期的に補助制度パンフレットの送付、耐震化への意向確認を個別に行っており、加えて、耐震アドバイザー派遣制度等の活用による専門家への相談を促し、耐震診断実施の誘導を図ります。

②耐震診断義務付け対象建築物について

四半期ごとに耐震化への対応等について所有者へヒアリングを行っており、当該建築物を対象とした国の補助制度の活用も含め、早期の建築物の活用方針決定を促します。

(6) ブロック塀等

①通学路等に面するブロック塀等

ブロック塀等の倒壊は、人的被害の危険性、道路閉塞による避難・救命活動への障害等の原因になるため、ブロック塀等の除却補助制度について市ホームページやパンフレット等の配付による周知活動に取り組んでいます。また、通学路については児童・生徒が日常的に通行することから、一般の道路より割増した補助金を適用する等、重点的に危険ブロック塀等の改善を図っています。

②避難路に面するブロック塀等

平成 30年に発生した大阪府北部地震による被害を教訓に、ブロック塀等の安全性確保が一層求められる中、避難路についても通学路と同等に重点的に危険ブロック塀等の改善に取り組む路線として位置付け、除却制度を拡充します。また、建築物に併せて耐震アドバイザーによるブロック塀等の状態確認を行う等、所有者への周知・啓発を図ります。

金沢市における通学路及び避難路の位置付け

通学路 … 以下の項目のいずれかに該当する道路をいいます。

■中学校、小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所の敷地から1キロメートル以内の区域に存する道路

■通学のため使用する経路として小学校の長が定める道路

避難路 … 緊急輸送道路のうち、第1次及び第2次路線をいいます。

2 事業者に対する取り組み

(1) 事業者を通じた市民への啓発

①耐震改修工事期間中の案内板の設置

耐震改修工事が行われていることが外から見て分かるよう案内板の設置や工事中の現場見学会を開催する等、事業者を主体とした積極的な近隣へのPRを図ります。

②住宅リフォームフェア等における耐震化の提案

リフォームフェア等に実物大の軸組模型や補強部材の展示等の耐震ブースを設置し、来場者にリフォームにあわせた耐震改修の実施を提案するよう促します。

また、必要に応じて市や「いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会」共催による耐震相談ブース等の設置を行います。

③耐震事業者リストへの掲載推進

多くの市民が「いしかわ住宅耐震事業者リスト」を参考に事業者の選定を行っていることを踏まえ、より多くの事業者が参入することによる耐震事業の活性化を図り、ひいては市民へのサービス向上につなげるため、パンフレット等により新規事業者に対しリストへの掲載を推進します。

④行政等の耐震化促進パンフレットの提供

耐震相談者向けの説明ツールとして、行政及び（一財）日本建築防災協会等が作成したパンフレットを関係団体等に提供し、これを活用した事業者による耐震化への積極的な誘導を図ります。



市作成パンフレットの一例

(2) 事業者の技術力向上

事業者向け耐震セミナーの開催

いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会と協働し、耐震診断、耐震改修工事における実務者からのよくある質問、補助制度の運用や工事写真の撮り方等をまとめた事業者向けのセミナーを開催し、新規事業者を含めた技術力の向上を図ります。

また、各団体が主催する講習会の開催を庁内窓口等で案内し、積極的な参加を促します。

(過去に開催された講習会の一例)

- ・耐震リフォーム達人塾（低コスト工法講習会）
- ・木造住宅耐震診断士講習会

3 地域に対する取り組み

(1) 防災関連部局と協働した啓発活動

本市では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念に基づく「自主防災組織」や地域のリーダーとして活躍する「かなざわコミュニティ防災士」等が構築されており、それぞれが地域の特性に応じた防災活動に取り組んでいます。

この活動をより充実したものにするため、「市民防災訓練」のほか、「金沢かがやき発信講座」等を通じて防災関連部局と協働して啓発活動に取り組んでおり、市民一人一人の防災意識の向上を図っていきます。

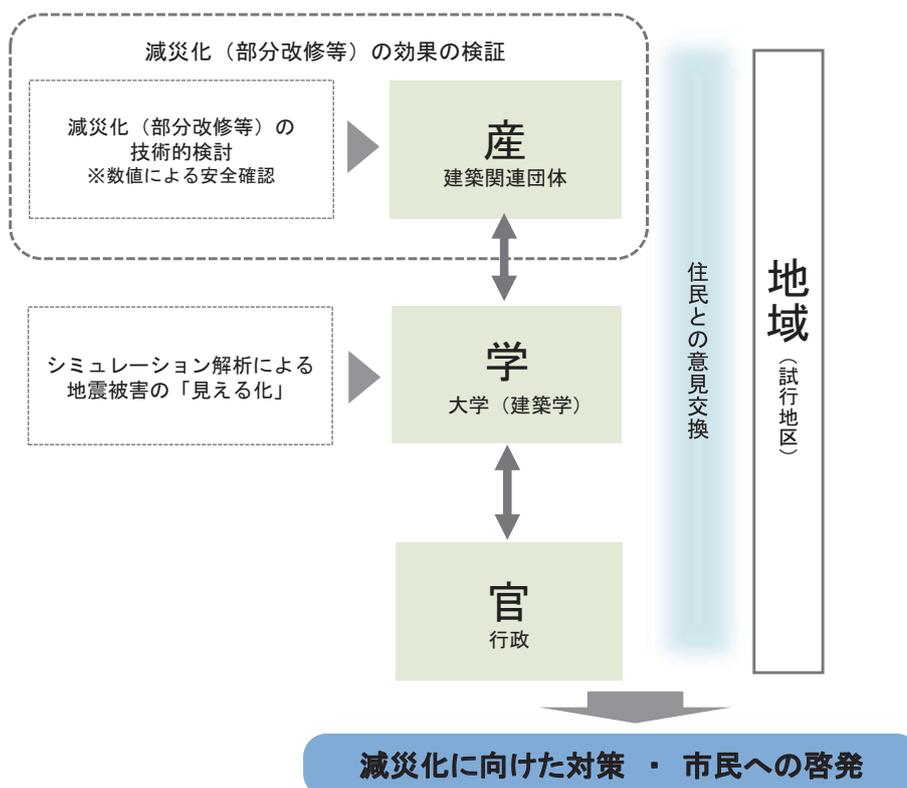
(2) 産学官と地域が協働した取り組みによる地震対策への機運醸成

地震対策への機運を醸成するため、地域住民の防災意識の共有を図っていきます。まず、住民や所有者、事業者・地域、行政等が、自助・共助・公助の3つの役割をそれぞれが担い連携して進めていきます。

そのなかで、減災対策の一つとして考えている部分改修に関する技術的な検証を産学官連携によって進めていきます。さらに防災意識の高い地域を対象に「試行地区」を設定し、地域住民の意見も取り入れながら地震対策の必要性やあり方について検討していきます。

また、この取り組みによる成果は、減災化に向けた対策や市民への啓発に活かしながら、市民全体の防災意識の共有を図り、地震対策への機運の醸成が広がっていくことを期待します。

■ 産学官連携による取り組みイメージ ■



第5章 耐震化促進のための指導・命令等

1 法に基づく指導等による耐震化の促進

本市では耐震化に対する支援制度の運用と並行し、法に基づく指導等を効果的に行うことによって耐震化を図ります。本計画では、耐震性の必要性が高い「耐震診断義務付け対象建築物」を中心に、耐震改修等の指導・助言、指示、公表等を行っていきます。

■ 耐震化の促進を図る対象建築物の指導等に関する法的な位置付け ■

耐震化の促進を図る対象建築物		診断義務付け対象建築物	多数の者が利用する建築物 緊急輸送道路沿道建築物	左記以外の建築物 (住宅等)	
法的区分		① 要緊急安全確認 大規模建築物 附則第 3 条	② 特定既存耐震 不適格建築物 法第 14 条	③ その他の 既存耐震不適格 建築物 法第 16 条	
		所有者	義務	努力義務	努力義務
耐震診断	市	報告命令 結果公表	●	—	—
		指導 助言	—	○	○
		指示 公表	—	○※	—
耐震改修	市	所有者	努力義務	努力義務	努力義務
		指導 助言	○	○	○
		指示 公表	○	○※	—

● : 市が実施しなければならないもの (H 29. 2実施済)

○ : 市が実施できるもの

※ : 一定の用途及び規模以上の場合

(政令の対象については「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 8 条」参照 資料編 P 42, 43)

2 既存耐震不適格建築物の所有者への指導等の実施

(1) 耐震診断義務付け対象建築物

①実施状況

・耐震診断結果の公表（法第9条）

市は、建築物の所有者から報告を受けた個々の耐震診断結果をホームページ等で公表するものとしており、平成29年2月に公表しました。また、耐震化に関する各施設の対応状況について、随時更新しています。

②今後必要に応じて実施するもの

・耐震改修に係る指導・助言（法第12条第1項）

市は、建築物の所有者に対して、早期に耐震化を図るよう、耐震改修に必要な指導・助言を行います。まずは、耐震性に課題のある現状を踏まえ、定期的な耐震化にかかる指導・助言を補助制度の案内を通して、施設の活用方針の早期決定を促していきます。

・耐震改修に係る指示・公表（法第12条第2項、第3項）

指導に従わない建築物の所有者に対して、必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

・建築基準法による勧告又は命令等の実施（建築基準法第10条）

建築物の所有者が必要な対策をとらず、建築物が著しく保安上危険な状態となっている場合、市は、必要に応じて建築物の除却・改築・修繕の勧告や命令を行います。

(2) (1) を除く既存耐震不適格建築物

今後必要に応じて実施するもの

・指導・助言（法第15条第1項、法第16条第2項）

法では、既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断、耐震改修を行うよう努めることとなっています。市は、所有者に対して、「公益性・緊急性・必要性」を勘案し、指導・助言を行います。

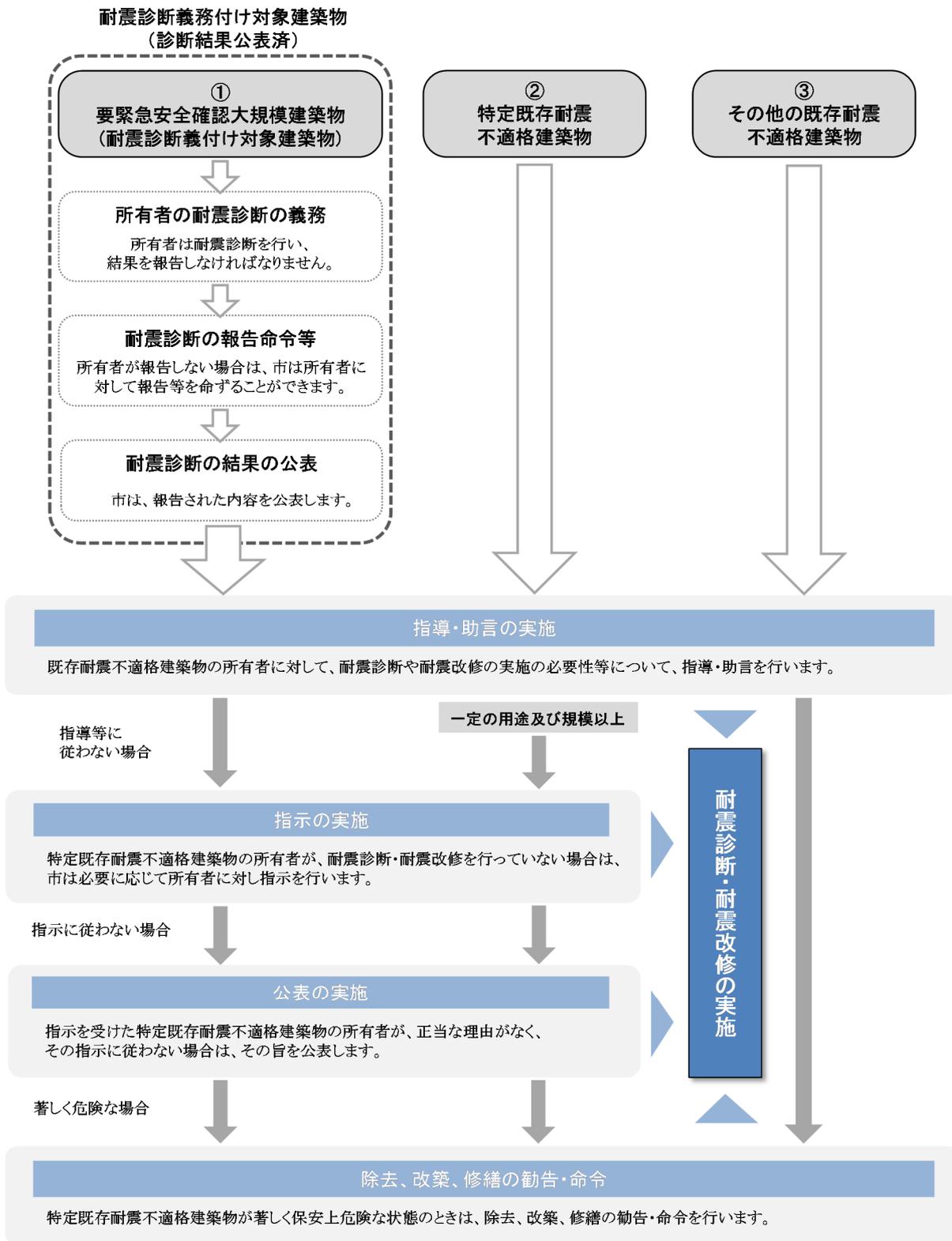
・指示、公表（法第15条第2項、第3項）

特定既存耐震不適格建築物うち、一定の用途及び規模以上の所有者に対して、指導・助言に従わない場合、必要な指示を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

・建築基準法による勧告又は命令等の実施（建築基準法第10条）

「(1) 耐震診断義務付け対象建築物」に準じます。

■ 所有者への指導等の実施の流れ ■



資料編

目 次

資料 1 地震発生可能性の長期評価	1
1 主要な活断層の長期評価	1
2 北陸エリアにある断層帯（活断層）の長期評価	2
資料 2 これまでの地震履歴	3
資料 3 建築基準法の変遷	4
資料 4 補助制度の利用状況等	5
1 耐震改修補助制度	5
2 危険ブロック塀の除却補助	5
3 普及・啓発活動	5
資料 5 町丁別昭和 56年以前木造住宅戸数割合状況図	6
資料 6 土砂災害避難地図	7
資料 7 液状化危険予測図	8
資料 8 特別消防対策区域図及び一覧	9
資料 9 計画策定の経緯	11
資料 10 意向調査結果	12
1 まちなか区域の特別消防対策区域内（小橋、森山地区）に存在する木造住宅所有者	12
2 過去5年間（H26～ H30）の耐震診断補助又は耐震アドバイザー制度の利用者のうち、 その後耐震改修まで進んでいない木造住宅所有者	15
3 緊急輸送道路沿道に位置する建築物所有者	16
資料 11 法・条例	19
1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7年法律第 123号）	19
2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7年政令第 429号）	38
3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	48
4 金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例	59

資料 1 地震発生可能性の長期評価

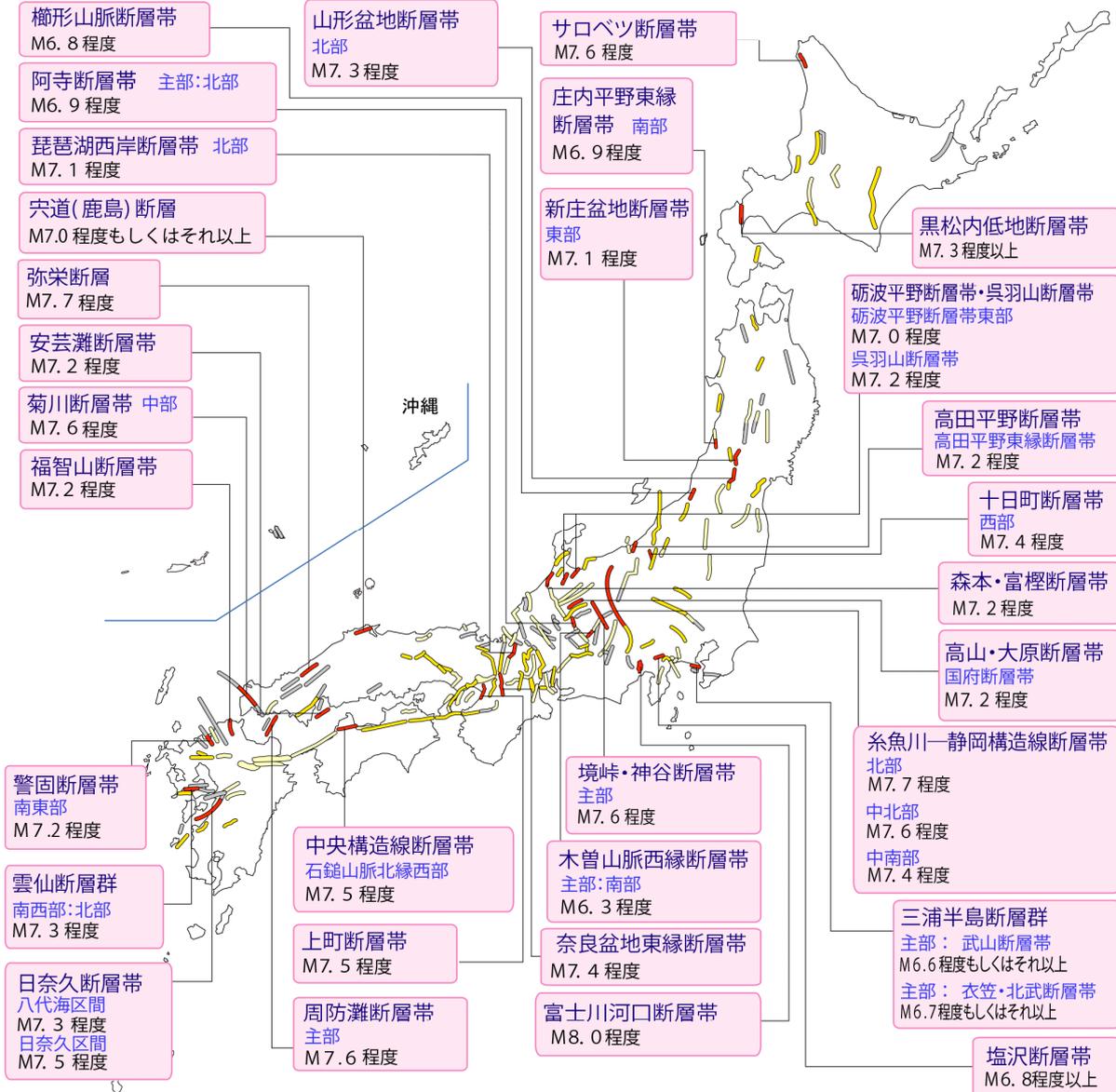
1 主要な活断層の長期評価

2021年1月13日公表

凡例：
● Sランク(高い)：30年以内の地震発生確率が3%以上
● Aランク(やや高い)：30年以内の地震発生確率が0.1~3%未満
● Zランク：30年以内の地震発生確率が0.1%未満
● Xランク：地震発生確率が不明(過去の地震のデータが少ないため、確率の評価が困難)

(注) ひとつの断層帯のうち、活動区間によってランクが異なる場合がある。
 Sランク、Aランク、Zランク、Xランクのいずれも、すぐに地震が起こることが否定できない。

Sランクの活動区間を含む断層帯に吹き出しを付けた。
 断層帯の名称
 活動区間
 地震規模(マグニチュード)
 ランクの算定基準日は2021年1月1日



○ ランク分けに関わらず、日本ではどの場所においても、地震による強い揺れに見舞われるおそれがあります。

出典：政府地震調査研究推進本部

2 北陸エリアにある断層帯（活断層）の長期評価

■ 長期評価 ■

断層帯	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	評価 (ランク)	地震発生確率 (30年以内)	活動間隔		
				平均	最新	
石川県	森本・富樫断層帯	7.2程度	Sランク	2%~8%	1700年~2200年程度	約2000年前~4世紀
	色知潟断層帯	7.6程度	Aランク	2%	1200年~1900年程度	約3200年前~9世紀
富山県	砺波平野断層帯・呉羽山断層帯	7.2程度	Aランク	ほぼ0%~2% もしくはそれ以上	約6000年~12000年 もしくはそれ以下	約6900年前~1世紀
	魚津断層帯	7.3程度	Aランク	0.4%以上	8000年程度以下	不明
	牛首断層帯	7.7程度	Zランク	ほぼ0%	約5000年~7,100年	11~12世紀
	庄川断層帯	7.9程度	Zランク	ほぼ0%	約3600年~6900年	11~16世紀
福井県	福井平野東縁断層帯	7.6程度	Zランク	ほぼ0%~0.07%	約6,300年~10,000年	約3,400年前~2,900年前
	濃尾断層帯	7.3程度	Zランク	ほぼ0%	約2,100年~3,600年	1891年濃尾地震
	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯	7.6程度	Zランク	ほぼ0%	約2,300年~2,700年	1世紀頃
	野坂・集福寺断層帯	6.5程度	Xランク	不明	不明	不明
	湖北山地断層帯	7.2程度	Zランク	ほぼ0%	約3,000年~4,000年	11~14世紀
新潟県	櫛形山脈断層帯	6.8程度	Sランク	0.3%~5%	約2,800年~4,200年	約3,200年前~2,600年前
	月岡断層帯	7.3程度	Aランク	ほぼ0%~1%	7,500年以上	約6,500年~900年前
	長岡平野西縁断層帯	8.0程度	Aランク	2%以下	約1,200年~3,700年	13世紀以後
	十日町断層帯	7.4程度	Sランク	3%以上	3,300年程度	約3,100年前以前
	六日町断層帯	7.1程度	Aランク	0.4%~0.9%	約3,200年~7,600年	約4,900年前~16世紀
	高田平野断層帯	7.3程度	Zランク	ほぼ0%	2,200年~4,800年程度	1751年の地震

■ 森本・富樫断層帯 ■



森本・富樫断層帯は、金沢平野の南東縁に発達する活断層帯です。石川県河北郡津幡町から金沢市を経て白山市市島町付近（旧石川郡鶴来町）に至る、長さ約 26 km、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層です。

以上、出典：政府地震調査研究推進本部

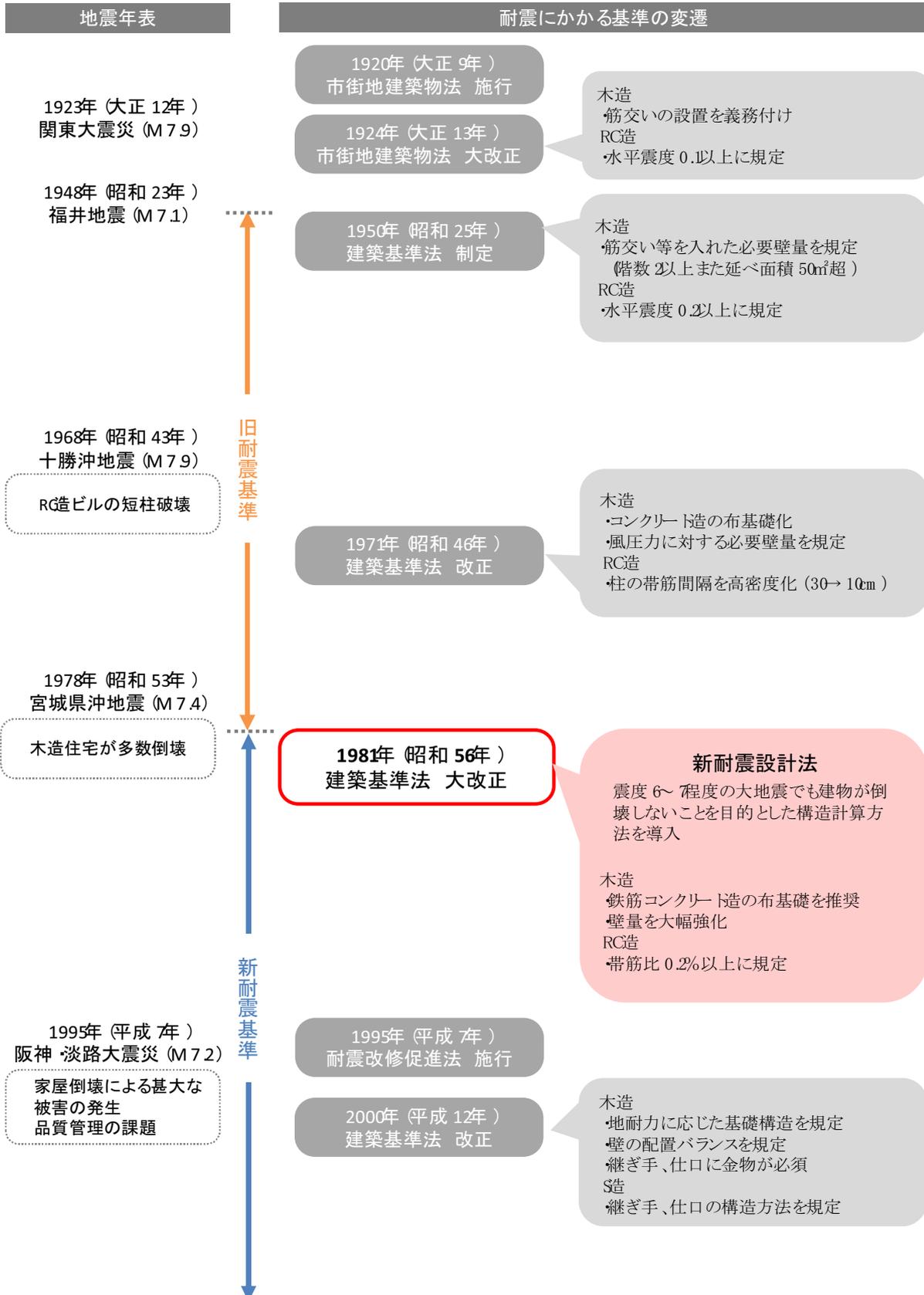
資料2 これまでの地震履歴

金沢市域に影響を及ぼしたと思われる地震及び国内の大規模な地震は以下のとおりです。

西暦(和暦)	名称	最大M	石川県内の主な被害	備考
1586.1.18 (天正13)	天正地震	7.8	—	—
1717(不明) (享保2)	享保地震	6.3	金沢・小松	—
1891.10.28 (明治24)	濃尾地震	8	家屋全壊25 金沢震度4	地震調査研究推進本部
1892.12.9 (明治25)	能登半島	6.4	羽咋郡高浜町・火打谷村で家屋損壊あり。 堀松村末吉で、死者1、負傷者5、家屋全壊2(11日にも同程度の地震あり) 金沢震度4	地震調査研究推進本部 金沢地方気象台
1909.8.14 (明治42)	姉川地震 (江濃地震)	6.8	金沢震度4	金沢地方気象台
1944.12.7 (昭和18)	東南海地震	7.9	住家全壊3 金沢震度3	地震調査研究推進本部 金沢地方気象台
1948.6.28 (昭和23)	福井地震	7.1	死者41、負傷者453、家屋全壊802 金沢震度4	地震調査研究推進本部 金沢地方気象台
1952.3.7 (昭和27)	大聖寺沖地震	6.5	死者7、負傷者8 金沢震度3	地震調査研究推進本部 金沢地方気象台
1981.6.1 (昭和56)	建築基準法施行令改正【新耐震基準】施行			
1993.2.7 (平成5)	能登半島沖地震	6.6	金沢震度4	金沢地方気象台
1995.1.17 (平成7)	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.2	金沢震度3	金沢地方気象台
1995.12.25 (平成7)	耐震改修促進法の制定			
2004.10.23 (平成16)	新潟県中越地震	6.8	金沢震度2	金沢地方気象台
2006.1.26 (平成18)	耐震改修促進法の改正			
2007.3.25 (平成19)	能登半島地震	6.9	金沢震度4	金沢地方気象台
2011.3.11 (平成23)	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9	金沢震度4	金沢地方気象台
2013.11.25 (平成25)	耐震改修促進法の改正			
2016.4.14~ (平成28)	熊本地震	7.3	—	—
2018.6.18 (平成30)	大阪府北部地震	6.1	金沢震度2	—
2019.1.1 (平成31)	耐震改修促進法施行令の改正			

出典：金沢市地域防災計画に加筆

資料3 建築基準法の変遷



資料4 補助制度の利用状況等

1 耐震改修補助制度

■ 耐震改修補助制度の利用状況 ■

(単位：件)

種別		計画策定まで (H16～19)	第1次計画期間 (H20～27)	第2次計画期間 (H28～R2)	合計
木造	耐震診断	61	252	180	493
	耐震改修工事	10	194	127	331
非木造	耐震診断	4	31	7	42
	耐震設計	3	8	9	20
	耐震改修工事	2	4	11	17
合計		80	489	334	903
年平均		20	61	67	56
耐震アドバイザー(H21～)		－	105	223	328
年平均		－	15	45	27

2 危険ブロック塀の除却補助

■ 危険ブロック塀の除却補助の利用状況 ■

(単位：件)

S59～H29	H30	R1	R2	合計
8 (年平均)	47	40	29	378

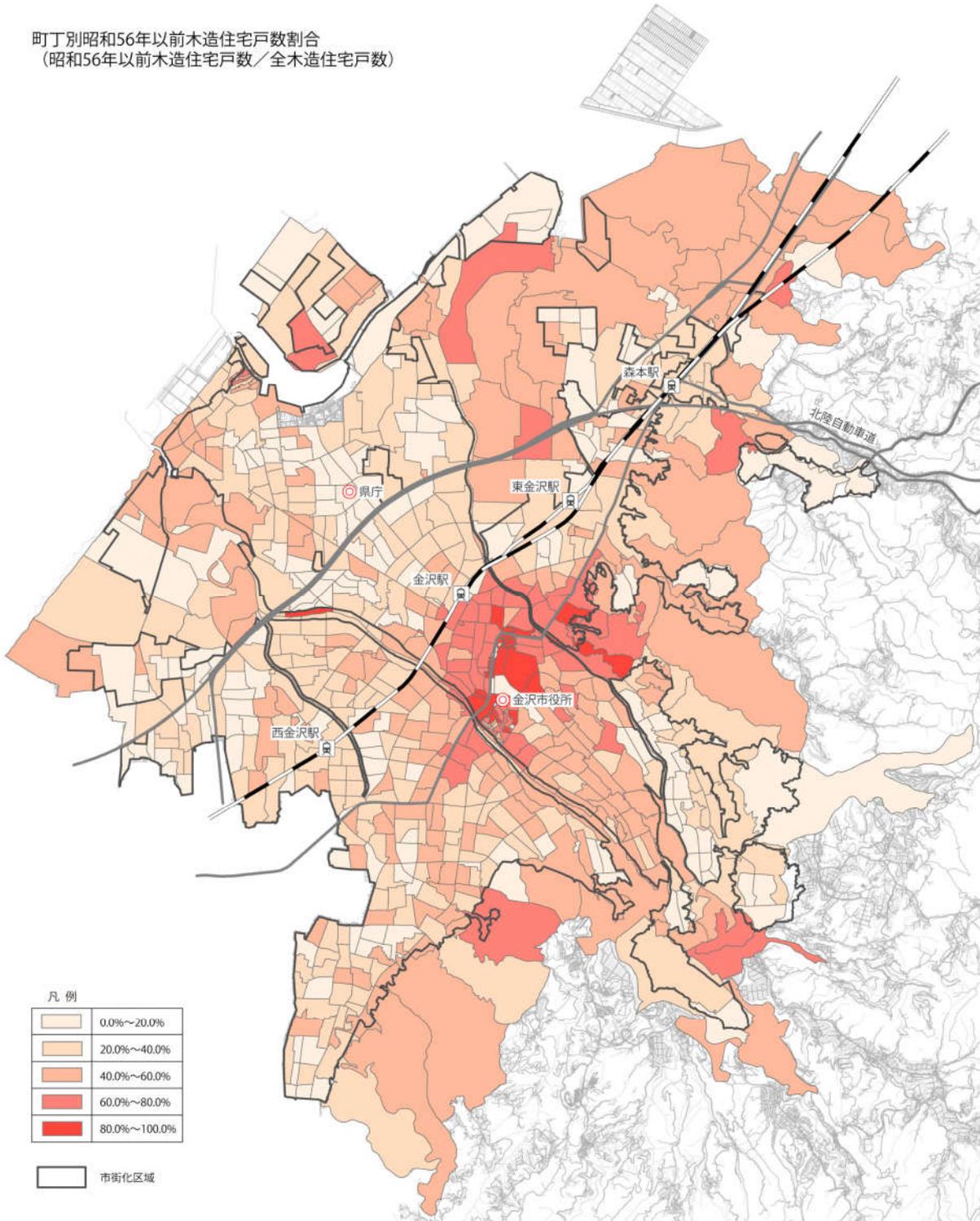
3 普及・啓発活動

■ 耐震化に関する普及・啓発活動 ■

周知活動	H30	R1	R2
戸別訪問	210戸	170戸	130戸
新聞広報・広告記事	3回	4回	3回
チラシ全戸回覧	2回	2回	2回
出前講座 等	6回	1回	3回
セミナー・相談会	1回	1回	1回

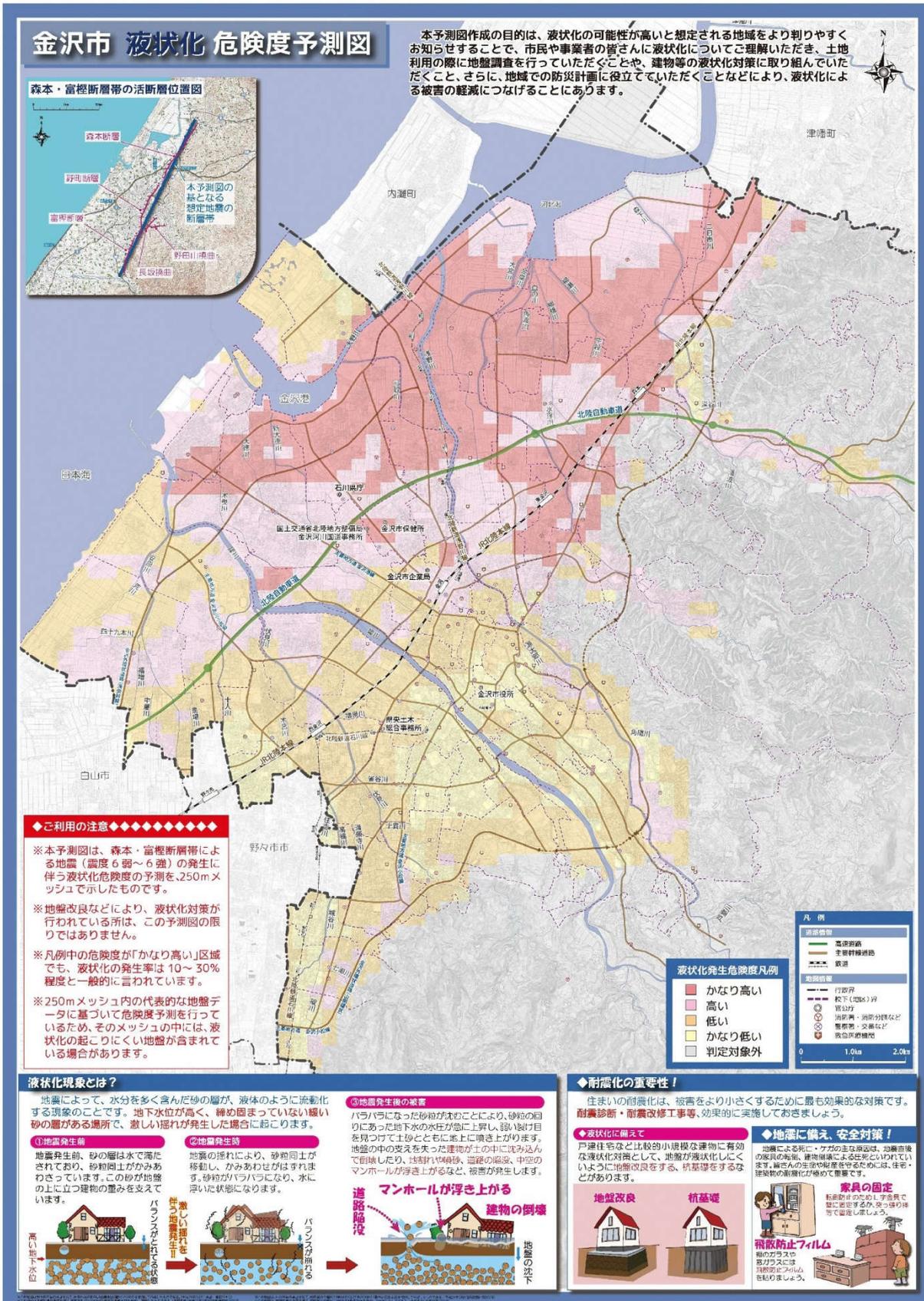
資料5 町丁別昭和56年以前木造住宅戸数割合状況図

町丁別昭和56年以前木造住宅戸数割合
(昭和56年以前木造住宅戸数 / 全木造住宅戸数)



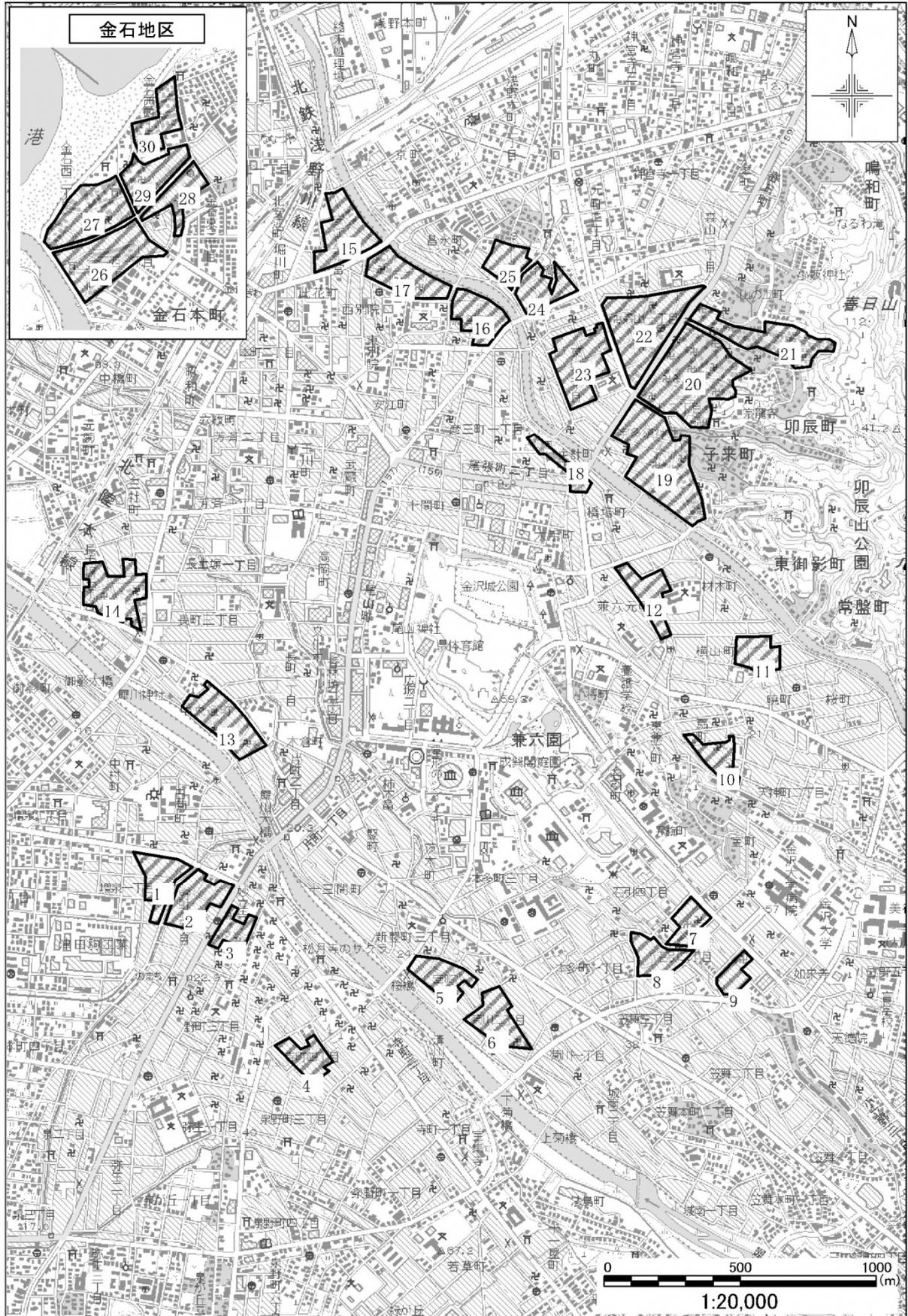
出典：平成27年国勢調査町丁・字等別境界データ
(政府統計の総合窓口 e-Stat)

資料 7 液状化危険予測図



出典：金沢市公式ホームページ

資料 8 特別消防対策区域図及び一覽



出典：金沢市地域防災計画

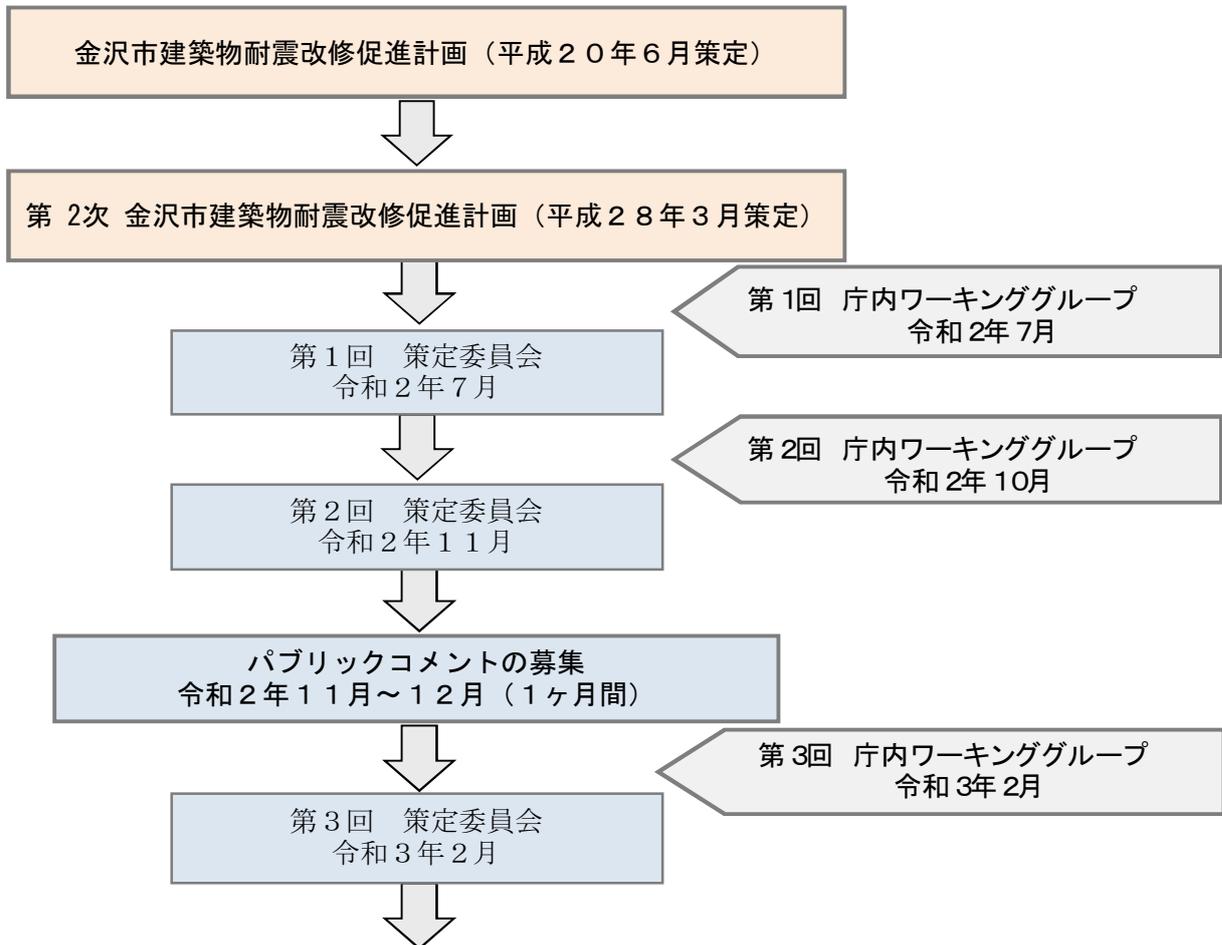
資料 8 特別消防対策区域図及び一覧

区域 番号	特別消防対策 区域名称	面積 (㎡)	人口	世帯数	建 物 状 況				道 路 状 況	
					補正平 均建べ い 率 (%)	建築物 棟 数	木造建 築物の 占割 合(%)	木造大 建築物 棟 数	総延長 (km)	消防車 通 行 不 能 (%)
1	増泉1丁目	30,051.53	880	339	71.0	242	92.56	0	1.013	62.3
2	野町2丁目	39,553.04	930	358	73.0	267	91.38	0	1.318	38.7
3	野町1丁目	16,150	145	51	62.2	47	95.74	7	0.18	100
4	寺町4丁目	18,753	508	166	67.0	155	98.06	0	0.55	64.0
5	幸町	25,454	539	205	71.0	195	97.94	0	0.70	55.7
6	菊川2丁目	23,766	516	176	63.4	168	97.02	0	0.752	37.5
7	石引2丁目(1)	21,150	410	108	63.8	108	97.22	3	0.38	13.2
8	石引2丁目(2)	24,530	358	123	48.0	123	99.18	0	0.60	56.7
9	石引3丁目(3)	13,750	312	82	63.4	80	98.75	1	0.338	74.0
10	扇町	28,250	500	174	57.6	152	97.36	0	0.475	28.9
11	横山町、暁町	35,943	908	271	62.5	267	97.0	1	1.06	38.8
12	材木町	21,250	527	172	69.80	160	98.75	0	0.295	23.7
13	中央通町	35,000	861	311	69.86	347	94.52	3	1.14	45.6
14	長土堀2、3丁目	38,500	751	255	64.76	293	96.58	6	0.96	32.3
15	堀川町	59,090	1,188	408	67.03	572	87.38	2	1.80	37.5
16	瓢箪町	36,750	589	194	67.18	361	98.06	3	1.11	23.83
17	瓢箪町、笠市町	44,250	705	238	64.23	310	98.38	6	1.0	34.0
18	主計町	5,500	99	33	84.60	63	93.65	1	0.19	100
19	東山1丁目	84,600	1,819	679	71.78	724	98.34	5	2.91	35.88
20	東山2丁目	67,500	1,348	425	57.68	562	99.46	10	2.20	68.0
21	山の上町	52,950	755	250	47.18	282	99.64	6	1.58	19.0
22	森山1丁目	85,065	1,718	551	65.20	719	97.74	7	2.64	43.60
23	東山3丁目	41,809	618	290	56.92	257	96.86	2	0.61	39.34
24	小橋町	31,805	654	209	65.00	266	98.50	2	1.03	54.37
25	昌永町	26,250	421	140	65.06	197	100	6	0.61	8.20
26	金石西地区(1)	51,850	1,001	267	65.40	393	99.74	4	1.56	44.20
27	金石西地区(2)	48,658	670	182	65.22	371	100	8	1.68	26.78
28	金石西地区(3)	22,600	368	88	73.33	129	98.44	8	0.17	20.60
29	金石西地区(4)	32,500	494	134	64.79	184	98.91	6	0.60	21.67
30	金石西地区(5)	31,250	527	143	59.17	239	99.58	2	0.73	5.48

(注) 道路状況欄の「総延長」とは、区域内の道路延長距離の合計をいい、「消防車通行不能」とは、当該道路のうち、消防車(小型)が進入できない延長距離の合計をパーセントで表わす。

出典：金沢市地域防災計画

資料9 計画策定の経緯



第3次 金沢市建築物耐震改修促進計画（令和3年3月策定）

策定委員会メンバー [令和2年7月1日～令和3年3月31日]

■金沢大学 理工研究域 地球社会基盤学系教授	宮島 昌克	委員長
■金沢工業大学 建築学部 建築学科教授	後藤 正美	委員
■（一社）石川県建築士事務所協会 耐震防災委員会 委員長	松下 正	委員（～8月30日）
■（一社）石川県建築士事務所協会 耐震防災委員会 委員長	吉野 聡	委員（9月30日～）
■金沢大学 人間社会研究域 人間科学系教授	眞鍋 知子	委員
■（一社）石川県木造住宅協会	駒澤 美紀	委員
■石川県土木部建築住宅課 課長	三谷 浩二郎	委員

庁内ワーキンググループメンバー

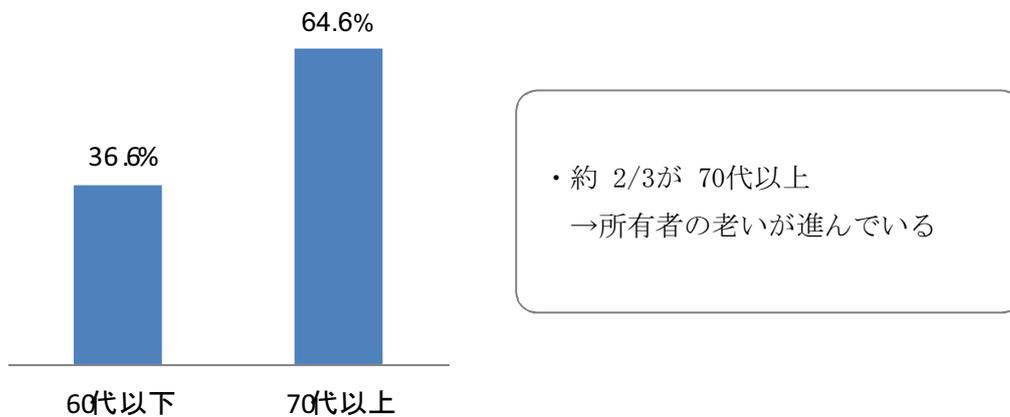
■歴史都市推進課	■地域長寿課	■介護保険課
■都市計画課	■市街地再生課	■住宅政策課
■道路管理課	■危機管理課	■消防局予防課
■消防局警防課	■企業局安全対策室	■建築指導課

資料 10 意向調査結果

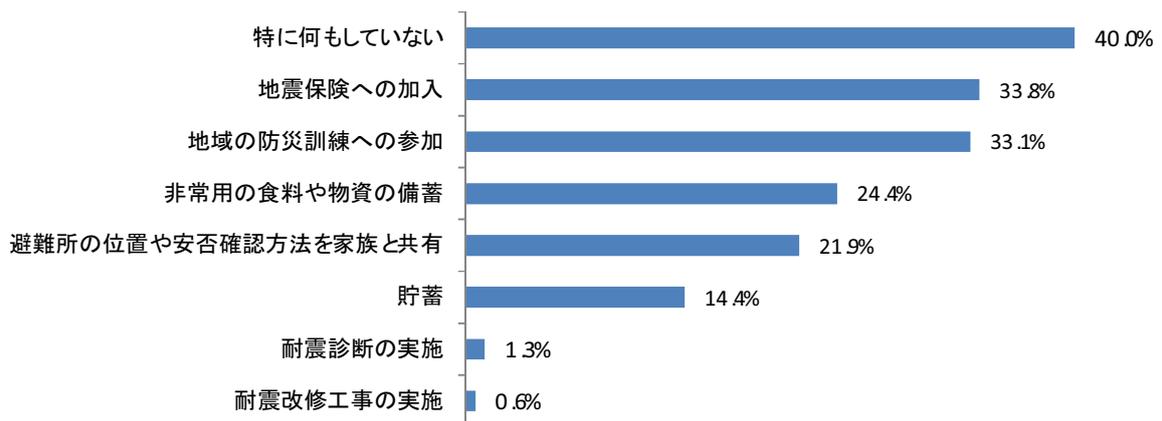
1 まちなか区域の特別消防対策区域内（小橋、森山地区）に存在する木造住宅所有者

- ・ 調査概要：まちなか区域の S56年以前に新築された木造住宅所有者（小橋、森山地区）
305人を対象に実施
- ・ 配布数：N=305票 ・ 回収数（回答者数）：n=165票 ・ 回収率：54.1%

①所有者の年代

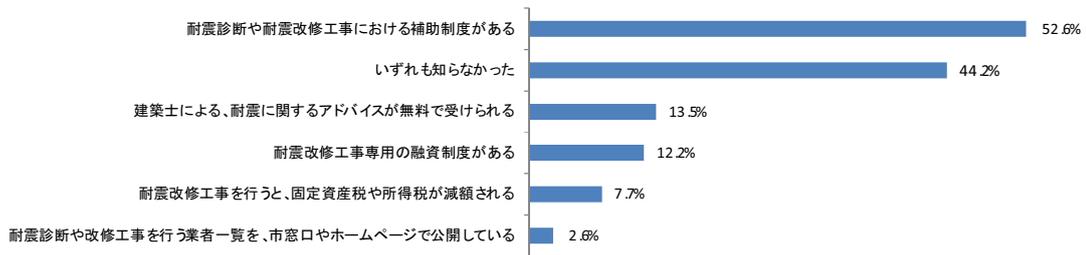


②地震に対して備えていること



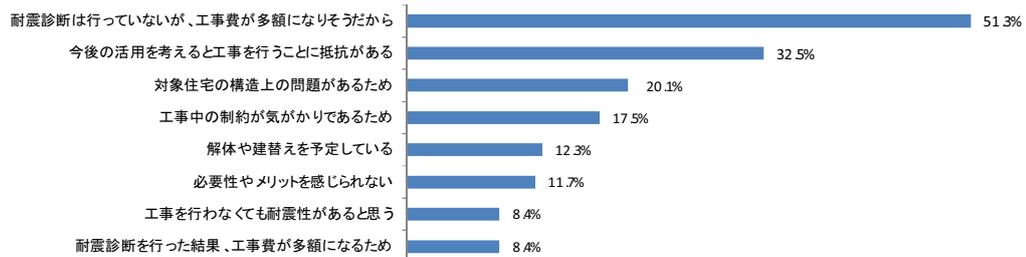
・ 「何もしていない」が最多。耐震診断や改修工事の実施も少ない
→耐震化への意識の低さ

③耐震化に関する取組みで知っているもの



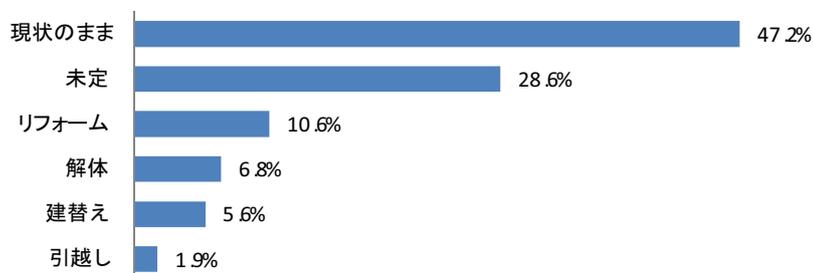
- ・ 4割を超える人がいずれの制度も知らない
- それぞれの取組みの認知はいずれも2割に満たない
- 周知が不十分、制度への関心の低さ

④耐震化を行っていない理由



- ・ 約5割が工事費に関する懸念が最多
- 次いで、約3割が今後の活用から工事に抵抗がある
- 今後の活用が不明確な建物に対する投資への抵抗

⑤対象住宅の今後について

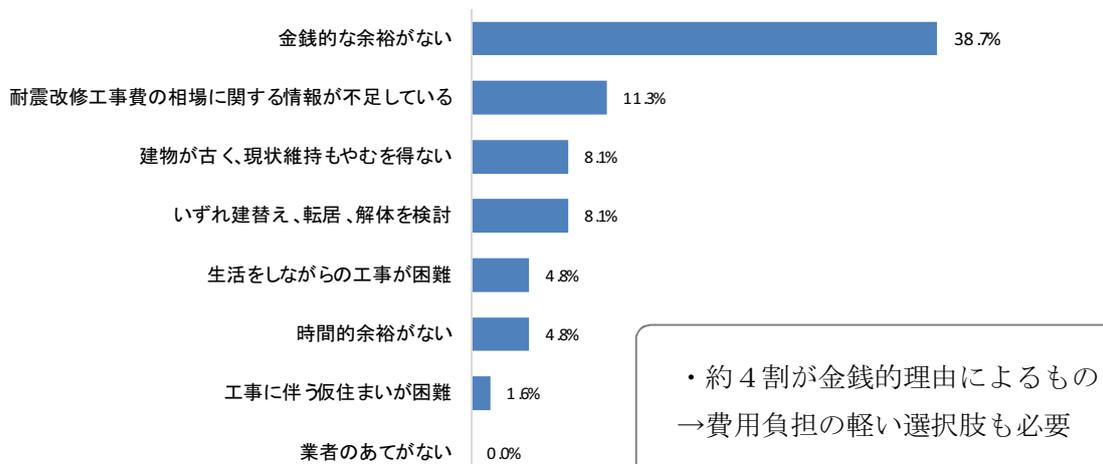


- ・ 約5割が現状のまま、約3割が未定で多数を占める
- 耐震化以外の地震対策も必要

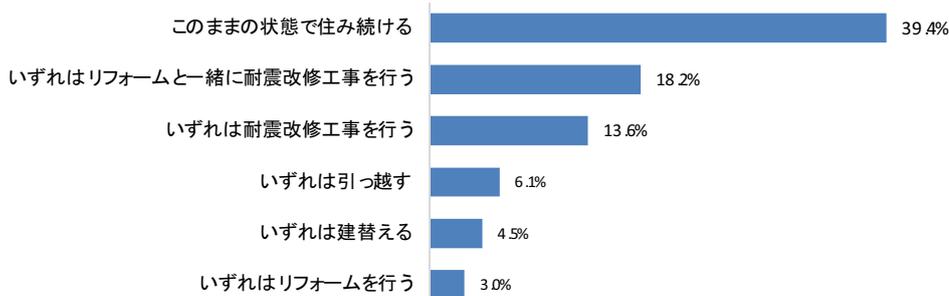
2 過去5年間（H26～H30）の耐震診断補助又は耐震アドバイザー制度の利用者のうち、その後耐震改修まで進んでいない木造住宅所有者

- ・調査概要：耐震診断（18人）又は耐震設計（3人）、耐震アドバイザー利用者（132人）の計153人を対象に実施
- ・配布数：N=153票 ・回収数（回答者数）：n=66票 ・回収率：43.1%

①耐震改修工事を行う際に最も妨げとなるもの



②今後の住まいについて



- ・約半数がリフォームや耐震改修等、具体的な方向性につながる傾向がある

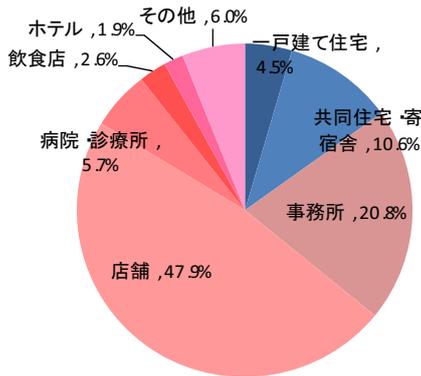
①～②より

- ・耐震化に加え、費用負担を軽減した命を守る地震対策の提案
- ・アドバイザー制度活用及び耐震診断実施の推進

3 緊急輸送道路沿道に位置する建築物所有者

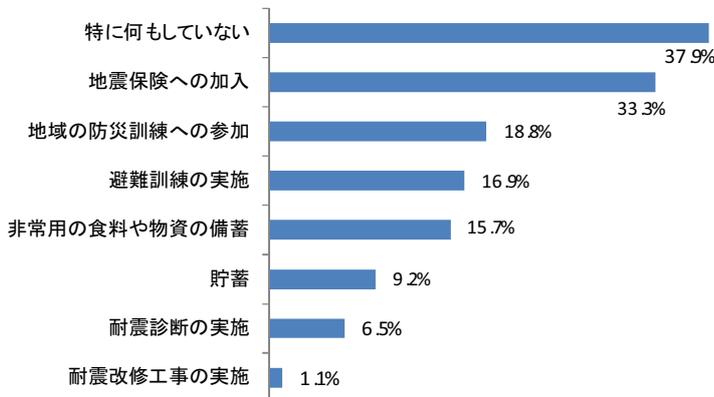
- ・ 調査概要：緊急輸送道路沿道建築物の480人（全数）を対象に実施
- ・ 配布数：N=480票 ・ 回収数：n=268票（回答者数） ・ 回収率：55.8%

①建築物の主な用途



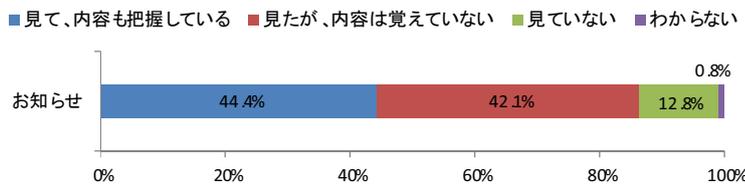
- ・ 8割強が住宅以外の用途

②地震に対して備えていること



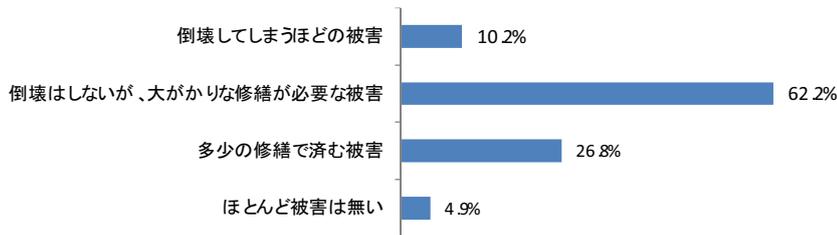
- ・ 「何もしていない」が最多
- ・ 建物の耐震診断や改修を実施している人は少ない
→耐震化への意識の低さ

③毎年個別に送付する制度周知用のお知らせについて



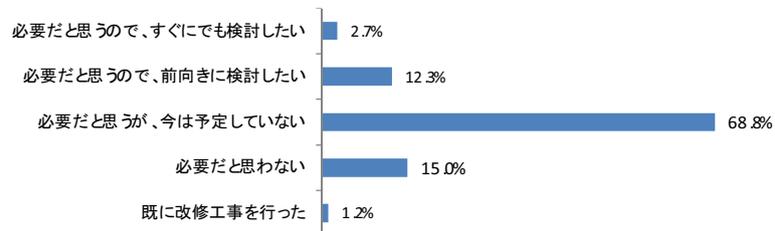
- ・ 9割近くが制度の存在を認識している
- ・ そのうち半数は内容を覚えていない
→周知は行き届いているものの、制度への関心は高いといえない

④震度 6弱以上の地震が起きた際どの程度被害があるか



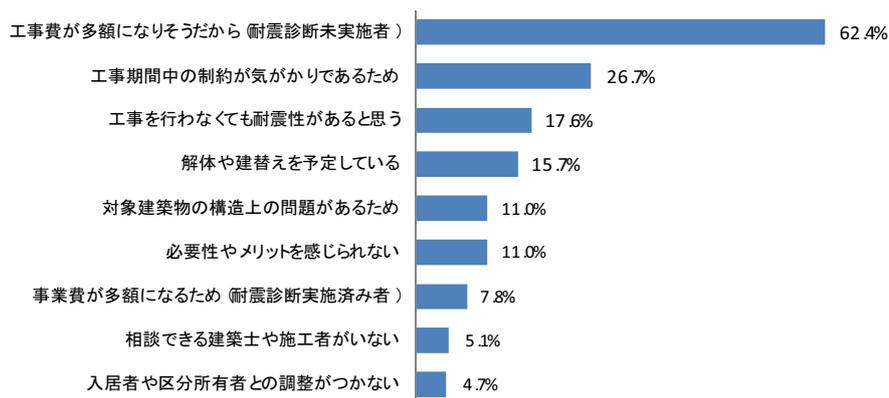
- ・ 7割以上が倒壊、大がかりな修繕が必要な被害を想定している
→地震への危機意識はある一方、倒壊の想定は低い

⑤耐震改修工事の必要性について



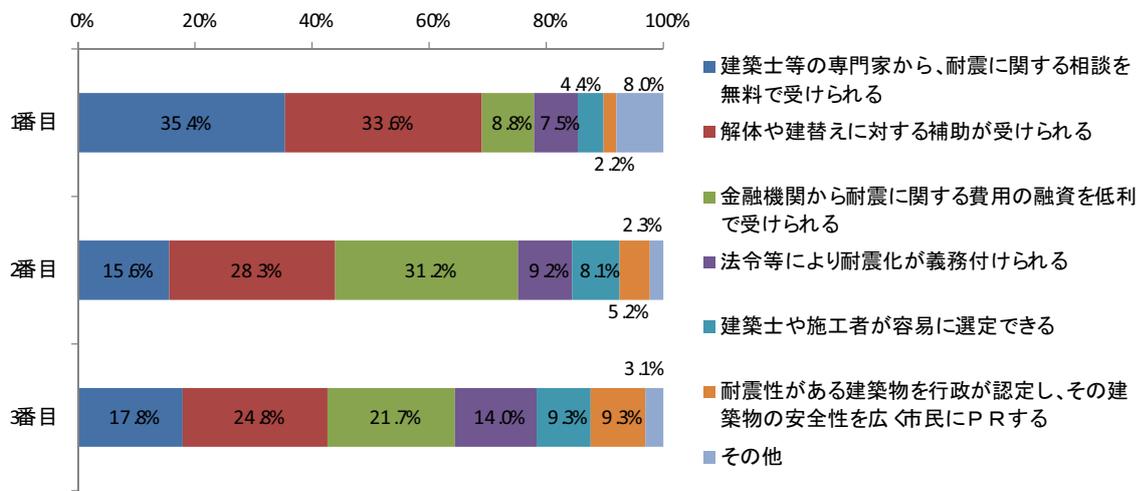
- ・ 約7割は耐震改修を必要と思うが、予定をしていない
→一定の危機意識はあるが、耐震化の検討までには至っていない

⑥耐震改修工事を行っていない理由



- ・ 多額の工事費用が最も多く、次いで工事期間中の制約（休業補償等）が多い
- ・ 約18%が工事を行わなくても耐震性があると思っている
- ・ 約16%が解体や建替えの予定を理由としている

⑦現在の補助制度に加え、何があれば検討しやすいか（上位3つを選択）



- ・ 上位の選択として、専門家による無料相談や解体や建替えに対する補助が多い
- ・ 次点の選択として、金融機関からの低利の融資が多い
→ 専門家の相談や、費用面に関する支援への関心が高い

①～⑦より

- ・ 建物倒壊への危険意識や耐震化の必要性の啓発
- ・ 耐震性を把握するための、耐震診断実施への働きかけ
- ・ 解体や建替えなども含めた、建築物の耐震化への誘導
- ・ 建築士等の専門家に相談できる体制や支援

資料 11 法・条例

1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）

（平成三十年法律第六十七号による改正）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の

結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項

を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該

報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を

除く。) に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規

定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなるものではないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（1） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（2） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物につい

て増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合には、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

(機構の業務の特例)

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

(耐震改修支援センター)

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とす

る一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。
（指定の公示等）

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
（業務）

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（債務保証業務規程）

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一 債務保証業務及びこれに附帯する業務

二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは

は資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。

二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者

三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

五 第三十九条第二項の規定に違反した者

六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則 （平成八年三月三十一日法律第二一号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成九年三月三十一日法律第二六号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 住宅金融公庫の貸付金の利率及び償還期間に関しては、第一条の規定による改正後の住宅金融公庫法第二十一条第一項の表一の項及び四の項から六の項まで、第三条の規定による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項並びに第八条の二第二項の表二の項及び三の項並びに第四条の規定による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律第十条の規定は、住宅金融公庫が平成九年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一一年一月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一七年七月六日法律第八二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年十一月七日法律第一二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律(次項において「旧法」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「新法」という。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年五月二九日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第四条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二七日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 第一条の規定の施行の際現に存する同条の規定による改正前の建築基準法（次項において「旧法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものは、第一条の規定による改正後の建築基準法（次項において「新法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものとみなす。

2 第一条の規定の施行の際現に存する旧法第四十二条第二項に規定する道に該当するものは、新法第四十二条第二項に規定する道に該当するものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

1 建築物の耐震改修の促進に関する法律

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の建築基準法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正)

第十条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第四号中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同項第六号中「の建ぺい率」を「の建蔽率」に、「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同号イ中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同条第七項中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同条第九項中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改める。

2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 429 号）

（平成三十年政令第三百二十三号による改正）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

- 二 建築基準法施行令第三百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であつて、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和三十二年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭（せん）又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他

これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

九 博物館、美術館又は図書館

十 遊技場

十一 公衆浴場

十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並び

に当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれ大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあつては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

へ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

（要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査）

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

附 則 （平成九年八月二九日政令第二七四号）

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。

附 則 （平成一一年一月一三日政令第五号）

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附 則 （平成一一年一〇月一日政令第三一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

(許認可等に関する経過措置)

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

附 則 （平成一一年一月一〇日政令第三五二号） 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年六月二三日政令第二一〇号） 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

附 則 （平成一八年一月二五日政令第八号）

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

附 則 （平成一八年九月二六日政令第三二〇号）

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一九年三月二二日政令第五五号） 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

附 則 （平成一九年八月三日政令第二三五号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 （平成二五年一〇月九日政令第二九四号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二六年一二月二四日政令第四一二号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月二一日政令第一一号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

附 則 （平成二七年一二月一六日政令第四二一号）
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年二月一七日政令第四三号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二九年三月二三日政令第四〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成三〇年一一月三〇日政令第三二三号）
この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成 18 年 1 月 25 日

国土交通省告示第 184 号

最終改正 平成 30 年 12 月 21 日 国土交通省告示第 1381 号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行

い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第 5 条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成 27 年 12 月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成 25 年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約 5,200 万戸のうち、約 900 万戸（約 18 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 82 パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成 15 年の約 1,150 万戸から 10 年間で約 250 万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは 10 年間で約 55 万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第 14 条第 1 号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約 42 万棟のうち、約 6 万棟（約 15 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 85 パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成 25 年から平成 32 年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

130 万戸、多数の者が利用する建築物については約 3 万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第 5 条第 4 項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第 5 条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合には早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第 6 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 120 号）の施行の日（平成 18 年 1 月 26 日）から施行する。
- 2 平成 7 年建設省告示第 2089 号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成 7 年建設省告示第 2089 号第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則（平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1055 号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成 25 年 11 月 25 日）から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第 529 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 21 日国土交通省告示第 1381 号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成 31 年 1 月 1 日）から施行する。

4 金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の伝統環境との調和を保ちながら、市、市民及び事業者が協働して災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐための秩序ある施設の整備（以下「災害に強い都市整備」という。）を推進することにより、現在及び将来の市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、本市の健全かつ持続的な発展に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 金沢市地域防災計画 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により作成された本市の地域防災計画をいう。
- (3) 伝統的建造物等 金沢市文化財保護条例（昭和48年条例第8号）第5条第1項の規定により金沢市指定文化財として指定された建造物、金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和52年条例第2号）第3条第2項第4号に規定する建築物等及び物件、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第35条第1項の規定により保存対象物等として指定された建築物及び工作物並びに金沢市こまちなみ保存条例（平成6年条例第1号）第12条第1項の規定によりこまちなみ保存建造物として登録された建造物その他これらに準ずるものとして市長が認めるものをいう。
- (4) がけ こう配が30度を超える傾斜地で、高さ3メートルを超えるものをいう。
- (5) ブロック塀等 コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の塀及び門柱をいう。
- (6) 土地権利者等 本市の区域内に存する土地又は建築物の所有者（これらについて使用することができる権利を有する者を含む。）をいう。
- (7) 地区計画等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等をいう。

（平21条例4・平26条例30・一部改正）

(市の責務)

第3条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その組織及び機能のすべてを挙げて、災害に強い都市整備を推進するために最大の努力を払わなければならない。

2 市は、災害に強い都市整備を推進するに当たっては、市民及び事業者の理解と協力を得よう努めるとともに、市民及び事業者が行う災害に強い都市整備を推進するための活動を積極的に支援するために必要な施策を実施するものとする。

3 市は、金沢市地域防災計画に基づき、的確かつ円滑に災害に強い都市整備を推進するものとする。

る。

(市民の責務)

第 4条 市民は、災害に強い都市整備についての理解と関心を深め、地域における災害に強い都市整備の推進に努めるとともに、本市が実施する災害に強い都市整備に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5条 事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、市民と共に災害に強い都市整備の推進に努めるとともに、本市が実施する災害に強い都市整備に関する施策に協力しなければならない。

第 2章 災害に強い都市整備対策

(公共施設の安全の確保)

第 6条 市長は、本市が設置し、又は管理する建築物、道路、河川、公園、広場その他の公共施設(以下「公共施設」という。)の災害に対する安全の確保に努めなければならない。

(一般建築物の安全の確保)

第 7条 市長は、一般建築物(次条の特殊建築物等及び伝統的建造物等以外の建築物をいう。)の災害に対する安全を確保するため、当該一般建築物の所有者又は管理者に対し、必要かつ適切な助言又は指導をするとともに、特に必要があると認めるときは、技術的な援助をすることができる。

(特殊建築物等の安全の確保)

第 8条 市長は、特殊建築物等(建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 2条第 2号に規定する特殊建築物その他これに準ずるものとして市長が認める建築物をいう。)の災害に対する安全を確保するため、当該特殊建築物等のうち特に市長が指定するものについて定期的に検査を行い、又はその所有者若しくは管理者に当該検査を行わせるとともに、必要があると認めるときは、その改善について助言をすることができる。

(伝統的建造物等の安全の確保)

第 9条 市長は、伝統的建造物等の災害に対する安全を確保するため、当該伝統的建造物等の所有者又は管理者に対し、必要かつ適切な助言又は指導をするとともに、特に必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(公共施設の整備)

第 10条 市長は、災害が発生した場合における安全な避難及び救助、家屋等の浸水の防止、火災の拡大の防止等のために必要な公共施設の整備に努めなければならない。

(消防水利の確保)

第 11条 市長は、災害による火災の発生時における消火及び火災の拡大の防止を図るため、河川、用水等を消火活動に活用できるよう整備するとともに、多様な消防水利の確保に努めなければならない。

(避難用の通り抜け通路及び空地の確保)

第 12条 市長は、災害が発生した場合における安全な避難のために必要な通り抜け通路及び空地の確保に努めなければならない。

4 金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例

(土地等の安全の確保)

第 13条 本市の区域内に存する土地又は建築物その他の工作物の所有者又は管理者は、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、その所有し、又は管理する土地又は建築物その他の工作物に対する安全の確保に努めなければならない。

(がけの安全の確保)

第 14条 がけ及びがけに近接する土地の所有者又は管理者は、がけくずれによる被害を防止するため、地盤に異常がないかどうかについて点検を行うよう努めるとともに、当該地盤に異常があると認められたときは、直ちにその旨を市及び関係機関等に通報するよう努めなければならない。

2 がけの所有者又は管理者は、当該がけに異常があると認められたときは、必要に応じ、当該がけの防災工事等を行い、その安全の確保に努めなければならない。

3 市長は、定期的のがけの点検を行うとともに、当該がけに異常があると認められるときは、当該がけの所有者又は管理者に対し、その安全の確保のために必要な助言又は指導をすることができる。

第 15条 がけ及びがけに近接する土地において、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更を行う者は、がけくずれに対する安全な措置を講じなければならない。ただし、がけの地質又は形状により安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

2 がけ及びがけに近接する土地において造成し、又は造成された宅地を販売する者は、当該宅地を購入しようとする者に対し、がけがその特性により常時災害の危険性を有し、将来にわたってその安全の確保のための適正な維持及び管理が必要であることについて適切な説明を行わなければならない。

3 市長は、前 2項に規定する者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(避難路等の安全の確保)

第 16条 ブロック塀等の所有者又は管理者は、災害が発生した場合における当該ブロック塀等の倒壊を防止するため、定期的に当該ブロック塀等の点検を行うとともに、必要に応じ、当該ブロック塀等の補強又は改修、当該ブロック塀等に代わる生け垣、さく等の設置等を行うよう努めなければならない。

2 建築物又は広告塔、装飾塔、広告板その他の屋外に取り付けられている物(以下「広告塔等」という。)の所有者又は管理者は、災害が発生した場合における落下対象物(建築物の^{かわら}瓦、外装材、屋外に面しているガラス、屋外に設置された設備機器その他これらに類する建築物の部分及び広告塔等をいう。以下同じ。)の落下を防止するため、定期的に当該落下対象物の点検を行うとともに、必要に応じ、当該落下対象物の改修等を行うよう努めなければならない。

3 屋外に設置された自動販売機(以下「自動販売機」という。)の所有者又は管理者は、災害が発生した場合における当該自動販売機の転倒を防止するため、定期的な当該自動販売機の点検等を行うよう努めなければならない。

4 市長は、避難路又は緊急輸送路に面するブロック塀等、落下対象物及び自動販売機のうち、災害が発生した場合において危険であると認められるものの所有者又は管理者に対し、その安全の確保のために必要な助言又は指導をすることができる。

(安全対策の普及及び啓発)

第 17 条 市長は、避難路又は緊急輸送路の安全を確保するため、市民、事業者その他関係団体と協力して、がけ、ブロック塀等、落下対象物及び自動販売機について必要な安全対策の普及及び啓発に努めなければならない。

(報告の徴収等)

第 18 条 市長は、第 7 条から第 9 条まで、第 14 条第 3 項、第 15 条第 3 項又は第 16 条第 4 項の規定による助言又は指導をしたときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、安全の確保のために必要な措置に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

第 3 章 市民等による自主的な災害に強い都市整備の推進

(地区施設整備計画の策定)

第 19 条 市民等(市民又は土地権利者等をいう。以下同じ。)は、自ら災害に強い都市整備を推進するため、当該地区における災害に強い都市整備の推進に関する計画(以下「地区施設整備計画」という。)を策定することができる。

2 地区施設整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地区施設整備計画の名称
- (2) 地区施設整備計画の対象となる区域
- (3) 地区施設整備計画の目標年次
- (4) 災害に強い都市整備の目標及び方針
- (5) その他災害に強い都市整備を推進するために必要な事項

3 市民等は、地区施設整備計画を策定するに当たっては、本市のまちづくりに関する計画及び金沢市地域防災計画に調和するものとしなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

4 市長は、市民等が地区施設整備計画を策定するに当たっては、当該地区施設整備計画が本市のまちづくりに関する計画及び金沢市地域防災計画に調和したものとなるよう協力しなければならない。

5 市長は、市民等による地区施設整備計画の策定を推進するため必要があると認めるときは、当該市民等に対し、技術的な援助をすることができる。

(防災まちづくり協定)

第 20 条 市民等は、前条の規定により地区施設整備計画を策定したときは、市長と災害に強い都市整備の推進に関する協定(以下「防災まちづくり協定」という。)を締結することができる。

2 市長は、防災まちづくり協定を締結したときは、その旨及びその内容を公告しなければならない。

3 前項の規定は、防災まちづくり協定を変更する場合について準用する。

4 市長は、防災まちづくり協定を締結したときは、当該防災まちづくり協定の締結に係る市民等に対し、予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(地区計画等への要請等)

第 21 条 前条第 1 項の規定により締結された防災まちづくり協定に係る区域内の市民等は、当該防災まちづくり協定の締結に係る地区施設整備計画を地区計画等として都市計画に定めるよう市長に要請することができる。

4 金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例

2 市長は、前項の要請があった場合において、当該地区施設整備計画が地区計画等に適合すると認めるときは、都市計画法第 19条第 1項の規定による都市計画の決定に係る手続を行うものとする。

第 4章 災害に強い都市整備に関する活動に対する支援等

(国等への要請)

第 22条 市長は、市民及び事業者が行う自主的な災害に強い都市整備に関する活動又は市民等による地区施設整備計画の策定若しくは当該地区施設整備計画に基づく災害に強い都市整備の推進に関し必要があると認めるときは、国、県、他の地方公共団体その他関係団体に対し、必要な協力を要請しなければならない。

(援助)

第 23条 市長は、第 7条、第 9条、第 19条第 5項及び第 20条第 4項に定めるもののほか、災害に強い都市整備を推進するため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(表彰)

第 24条 市長は、災害に強い都市整備の推進に著しく貢献した者を表彰することができる。

第 5章 雑則

(委任)

第 25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 15年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成 21年 3月 24日条例第 4号、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例附則第 14項による改正抄)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。〔平成 21年規則第 57号で、平成 21年 10月 1日から施行〕

附 則 (平成 26年 3月 25日条例第 30号、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例の一部を改正する条例附則第 2項による改正抄)

1 この条例は、平成 26年 7月 1日から施行する。

第3次金沢市建築物耐震改修促進計画
令和3年3月

発行 金沢市

編集 金沢市都市整備局 定住促進部 建築指導課 建物安全対策室

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL076-220-2059 FAX076-220-2134

